

◎開議の宣告

(午前10時00分)

○議長（齋藤邦夫君） おはようございます。

10番、目黒仁也議員より欠席の届出がありました。

定足数に達しましたので、直ちに本日の会議を開きます。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎一般質問

○議長（齋藤邦夫君） 日程第1、一般質問を行います。

一般質問は、一問一答方式により行います。

議員各位並びに当局は、簡潔な質問・答弁に留意され、実質的な審議を尽くされますようお願いをいたします。

質問項目が複数ある場合には最初一括して質問し、2回目からは項目ごとに質問するか、または一括して質問するかは質問者の裁量によって質問していただくことといたします。

なお、質問時間は答弁を含めて60分以内といたします。

質問は一般質問者席についてから開始し、終了時間は議長がお知らせをいたします。

よろしくお願いいたします。

それでは、順番に発言を許可いたします。

1番、酒井右一君の一般質問を許可いたします。

1番、酒井右一君。

〔1番 酒井右一君 登壇〕

○1番（酒井右一君） それでは、1番、酒井右一、通告に基づいて一般質問をさせていただきます。

まず質問事項1、平成27年度決算について。一般会計ですが、これについてであります。一つとして、不認定になった原因は検証されたのか。2、検証はどのような場で行われ、結果はどのような内容であったか。3、議会の役場庁舎建設に係る調査特別委員会の調査結果については町長はどのように認識されておられるか。4、庁舎設計及び設計支援業務として議決した一連の予算、およそ1億2,000万円が執行されたが、当初の目的とした結果を得ないままに終わり、貴重な財源を成果のないまま失った。この損失の責任は誰にあるか伺

います。地方自治法138条の2項を念頭に伺うものであります。地方自治法138条というのは、議会在議決した予算については、当局の責任の下で適正に執行されるというものであり、この執行責任を長に義務付けてある法令条文であります。

2、只見町の将来と活力の維持について。人口が減少していく現実には放置できないレベルにある。この社会現象に際し、町長は任期4年の中でどう関わるのか。先ごろ説明あった実施計画。振興計画に基づく実施計画であります。まさに過去、前例からの踏襲物、踏襲型であり、現下の社会情勢を認識した計画であるとは実感できません。少なくとも、只見町人口ビジョンが編成され、将来の人口ビジョン。これが明確になっているわけですので、これが加味されなければ、社会現象を認識した計画ではない、実感できないという意味であります。したがって、以下について納得できる推進方策を伺いたい。1、人口減少や地域が消滅回避するための事業の体系的な推進について。二つとして、上記事業を実施。これに係る指揮命令系統の整備及び執行予算についてであります。

以上、お願いします。

○議長（齋藤邦夫君） 町長。

〔町長 菅家三雄君 登壇〕

○町長（菅家三雄君） それでは、1番議員、酒井右一議員のご質問にお答えを申し上げます。

まず第1点目の、平成27年度決算についてでございます。1項目から4項目までございますが、一応、考え方をまとめてご報告させていただきます。役場庁舎建設に係る調査特別委員会の報告につきましては重く受け止めさせていただいており、ご質問にございます決算の不認定になった原因の検証につきましては、引き続き検討をさせていただきたくご了承をお願いいたします。また、調査特別委員会の調査結果の認識としまして、調査結果のご意見を尊重し、適正な予算執行に努めてまいり所存でございます。なお、一連の予算の責任等につきましては、県等に協議・指導等を受けながら検討してまいりたいと考えておりますのでよろしくをお願いいたします。

それから、質問2番目の、只見町の将来と活力の維持についてでございます。項目ごとにお答えをさせていただきます。（1）番、事業の体系的な推進方策についてでございます。人口減少につきましては、只見町人口ビジョンの推計にあるとおり厳しい現実であります。このような状況を踏まえ、人口減少を克服し、地方創生の実現に向け、特に注力していく事業を只見町総合戦略において4つの目標に分け体系的にまとめさせていただいております。具

体的に4つの目標は、安定した雇用を創出する、新しいひとの流れをつくる、若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる、時代にあった地域をつくり、安心な暮らしをまもるであり、それぞれの体系に位置づけられる事業を各課において実施しているところであります。

(2)番、指揮命令系統の整理及び予算についてでございます。特に急を要する事業や政策的に進める事業は直接指示をする場合がありますが、通常の事業につきましては第七次振興計画、総合戦略などにに基づき計画し、特に推進すべき事業は事務調整会議、庁議の中で内容を十分検討しながら取り組んでまいります。予算につきましては実施計画を基本として予算査定で精査を行い、当初予算に計上させていただいているところでございます。

以上でございます。よろしくお願いたします。

○議長（齋藤邦夫君） 1番、酒井右一君。

○1番（酒井右一君） まずあの、この件については、この件についてというのは、平成27年度決算についてで、箇条書きで挙げておりました4点であります。不認定になった原因は検証されたかと。その検証はどんな場で行われて結果はどうだったのかと。議会の役場庁舎建設に係る特別調査委員会の調査結果についてどのような認識をされているのかと。それから、損失してしまった1億2,000万について責任は誰にあるのかと。これについて12月、3ヶ月前ですが、同じ質問をしております。その時に、その時の町長答弁、全部読みますと、決算不認定はどうしたんだというものについては、不認定になった原因検証についてでございますが、就任から間がなく、報告書の検討には至っておりませんので、今回につきましては質問の内容を受け止めさせていただくことで了承をお願いしたいと思います、こう答弁。それから庁舎問題の、庁舎建築関係の特別委員会の報告書をどう思うかということに対しては、議会の役場庁舎建設に係る調査特別委員会の調査結果の認識についてであります。今後、庁舎建設には役場庁舎に係る調査特別委員会調査報告書の意見を尊重して取り組んでまいり所存でございます。それから、1億2,000万の損失の責任については、役場庁舎設計及び設計支援業務とした一連の予算損失の責任についてでございます。一連の予算の提出の責任については特別委員会の報告と併せ、すでに前町長時代に一定の方向は示されたものと理解をしております、こう答弁されておられるわけであり。つまり、12月の答弁から3ヶ月あまり経ったわけであり、何ら、新たな調査がされていないということであり、なめてんですか。この質問を。何もされてない。一つお伺いしますが、私なり、私をなめていないとおっしゃるのであれば、決算特別委員会の審査報告書。何故不

認定になったか。この理由ぐらひはきちんと読み上げていただきたいが、いかがですか。

○議長（齋藤邦夫君） 町長。

○町長（菅家三雄君） ただ今あの、ご質問のありました決算不認定の内容と、調査特別委員会の内容はほぼ類似している問題だと思っております。それで、私なりには、特別委員会の内容についてある程度精査していけば、決算認定されなかった内容についても方向性はあるというふうな考え方で12月会議の後は考えておりました。で、そういった中で、特別委員会の報告書がございます。その中で第1項目から7項目、それぞれの項目を一つ一つ整理をして確認していくには、ちょっとまだ時間が足りないという考えでもう少し時間をいただきたいという答弁をさせていただきました。ということは、非常に、質問の中にもありますように、責任の問題ということになれば、当局のほうにおきましても慎重な調査は必要かというふうに考えております。で、そういった中で、例えば一例ですが、1者入札の考え方です。うちのほうでそれなりの形で調べさせていただいているうえで、地方公共団体契約実務ハンドブックという地方公共団体契約実務研究会のほうで考えられて、第一法規で出版された内容に、入札者が一人となった場合の再度入札という項目があります。その中に、契約の締結を競争入札の方法により行うことを決定し、一般入札の広告、または指名競争入札の通知をしたときは、広告または通知に入札者が一人の場合は入札を行わない旨を明示していない限り、入札は行わなければならないという解釈があります。こういったことが出ておりますので、答弁の中で申し上げました県等という、そこを、もう一度、こういったところの再度指導を受けながら、内容について検討していきたいというのが私の考え方でございます。答弁が深くないというご指摘ございましたらば、その点は申し訳ございませんが、ご了承をいただきまして、もう少し時間をいただければということでございます。

○議長（齋藤邦夫君） 1番、酒井右一君。

○1番（酒井右一君） 今、町長おっしゃったように、この中の一部分を取り込んで、ある1種類、2種類あたりの本を読んだり、そういった見解をお述べになれば、それはあの、そういった側面もあるでしょうし、いわゆる公の法律の中で行われる事務、あるいは予算の執行というものは、一本の本を見る。あるいはある種の学術本を見るということでもなかなかいえないわけです。町長が再三申し上げておられるように、幅広い内容の中から、善意の解釈として、この程度の事務が必要であろうと。あるいはこれは善意の解釈として考えれば、これはまずいんでやるべきではないのではなかろうかと。例えば一者入札の件についても様々

な観点から総合的に斟酌した際に、県の入札管理課では、これは表記されてなくてもまずい  
ですよというのが、いろいろの調査をした中で最終的にこの調査報告書の中に書かれたもの  
であります。今申し上げました本。そのような中にも書いてはあるんだと思いますが、一般  
的でない方法で仕事はしないで、やはり公務として公平・公正を担保した、一般的な方法で  
事業の執行を管理していくのがよかろうと、そういう観点で特別委員会の調査報告書はまと  
めたものであります。尚あの、ここで調査委員会の調査項目というのは何件かありますから、  
6件か7件の不適切な点というのを指摘しておりますから、これについて一つずつ、町長と  
私で、こうだ、ああだという話ではありませんが、やはりこれは監査報告書。それから調査  
特別委員会の報告。それから決算の審査報告書。これ、それぞれがみな同じことを言ってお  
ります。つまり、無益に失った財源1億2,000万。これについては不適切だったと、こ  
う言ってるわけです。そして、行政のルール。これ予算提案、議決、執行とあるわけですが、  
そして執行したものを評価するということがあるわけですが、その中に予算を執行されて事  
務執行される中に、これは監査業務というのもあります。監査が適切にされたかどうか。そ  
れから自治法では、地方自治法では、議会の監査を求めると、監査請求というのがありま  
すし、住民が直接、監査請求を求める住民監査というのものもあります。いずれの監査にし  
ても、長が自ら当事者としての検証、調査、総括がされなければ、なかなか困ったことにな  
るというものであります。ところで、1億2,000万という金がどのような金なのか。俗に  
税金と比較するという方法がありますが、担当課長において1億2,000万という金を私、  
比較してみたいんですが、例えば、平成27年度の個人町民税の収入済額はいくらですか。

○議長（齋藤邦夫君） 町民課長。

○町民生活課長（馬場博美） 平成27年度の決算額でございますが、個人町民税につきまし  
ては1億3,100万ほどとなります。

○1番（酒井右一君） その個人町民税をとる根拠。個人町民税をとる意義をここで言ってく  
ださい。

○議長（齋藤邦夫君） 町民生活課長。

○町民生活課長（馬場博美） 町民税につきましては、地域社会の費用をできるだけ多くの住  
民の方に負担していただくという性質のものというふうに理解しております。現在、税務  
係のほうで対応しておりますが、申告相談の結果を基にしまして、その所得要件によって、  
その応分の負担をしていただいております。

○議長（齋藤邦夫君） 1番、酒井右一君。

○1番（酒井右一君） 当然、私も、この、決算委員会の報告の文言を借りれば、客観的行政効果はなく、財政運営が適切だったとは判断できず不認定としたと。まさにこのことなんであって、所得要件をあるということは、例えば私がいくらいくら所得があるから、100円の負担いいだろうと。あるいは、ここにいらっしゃる誰々さんは1,000万収入あるから、そのうちこれだけとると。生活費との見合いの中で負担をしていただいているというのが町税、個人町民税であるとすれば、これの1億3,000万に対する、この損失が1億2,000万なんです。ほぼ、というか、1億2,000万プラス諸経費がありますのでね、いわゆる人件費等。1億3,000万というものを成果の得ないまま執行して、しかも、その執行の仕方には不適合な部分があると。さらに言えば違法な事務があつて支出されたものがあります。不適合である。違法な事務である。間違いだったという表現については、今回の役場庁舎建築特別委員会の中でも使っております。何故、そのような過激な文書を使ったかといいますと、この事務執行は間違いだったと。不適合であつたと。違法であつたと。訓令違反があつたと。使っております。これは、特別委員会の調査の過程で県に対する調査、振興局に対する調査。それから議会監査委員にかけた、議会監査委員にお世話になりました調査。複数の観点からみて、これは間違いですよと、不適切ですよと、違法ですよとということの執行過程の中で起こってきた事実の結果に起こったこの1億2,000万の損失なんであります。

実は、先に、議会基本条例による一般会議を行いました。直近ですが。その中で、明和自治振興会、老人会、婦人会、区長会。または只見町区長会などが呼びかけた一般会議の中で、次について強く指摘されておりました。その時の町民の発言を引用すれば、私じゃないですよ。その時の町民の発言を引用するわけですから。まず、この不適切に執行された1億2,000万をどうするのか。町はどうするのか。そして、その時の、いらっしゃった町民の発言をさらに引用すれば、係争中の洪水被害の問題をどうするのかと。まあ、つまり、今すでに係争中の洪水被害もあり、ここにまた1億2,000万の損失について訴訟という話になれば、大変ですから一つずつ確実に解決していかなければ、なかなかこれ、まず解決すべきものをしなければなかなか新庁舎の建設ということにまではいかないのではないかというようなことを、その一般会議の中では発言されております。これ、住民の方が発言されておるということで、このほかに、我々、日常生活をしている中で、巷においての話題となってい

て、町税の一年分を失った。この問題については今大きなうねりになりつつあるんですね。これまでは腫れ物に触るような形でひそひそ話をされておったようです。しかし、ここにきて、なかなかそうもいかなくなってきたみたいですよ。なんでこうなったかという、やはりこれまで当局は、この損失の問題について、当事者責任のもつ当局としてちゃんと説明していないからではないですか。当局はこの問題に対して、自ら、当事者としての説明がされていない。それは先ほど申し上げたように、12月にお尋ねしたことが、今回また先延ばしということになる。これではいずれ町民は黙ってはいないですよ。黙っているはずがないですよ。町長、この問題は、やはり不適切な事務執行がありましたし、竣工検査についても議会側では、その竣工についてはおかしいのではないかという指摘もありましたし、それから契約をした。あるいはしない。予算のない中で契約をする。そして、契約を結びながら、契約に対価がゼロであると。契約料がない。尚且つ、契約をしないでにおいて、仕事だけさせておいたといった部分もありました。さらには、只見町文書規定によります文書を取り交わさずして仕事をさせたという（聞き取り不能）これ、訓令違反ですね。こういった諸々の問題がすでに町民の方々にはわかっていらっしやって、議会による監査請求はどうなんだと。なんでしないんだと。議会がやらないのであれば、住民による監査請求やるよと。これ、住民による監査請求、直接請求をされれば、これは監査委員はせざるを得ませんし、これで今のことが不適切であるということになれば、さらに住民は住民訴訟という道筋も考えられる情勢になってますよ。重ねて申し上げるが、洪水訴訟に加えて、この問題で新たに住民訴訟という重大な局面を迎える前に、町長はこの事件の当事者として、ちゃんと公平・公正に住民に対して説明責任を果たされたらどうですか。これは、12月に申し上げて、今またここで申し上げておるんです。たしかに菅家町長は目黒町長から代わられたという節目でしたが、首長の責任というのは誰が町長であるか関係なく、首長は首長として普遍性のある行政責任持っていますから、まず早急にこの問題を、検証チームでも何でもいいですから、つくって検証されるべきではありませんか。住民から監査請求が出てくる。こうなったんではもう間に合いませんので、なんとかこの辺、議会も当局もひとつの町を構成しているものですから、町長と同じ立場でこのようなことは避けたいものであります。どうですか。

○議長（齋藤邦夫君） 町長。

○町長（菅家三雄君） ただ今あの、質問されましたようにあの、1億2,000万という金額が先を出ているようですが、訴訟の問題とか、そういったものについては、あくまでもそ

の人間の身分の問題だと思えます。それで、その身分を逆に行政が判断をして、法に基づかないで処分をするということではできないと思っておりますので、やはりあの、この経過、たぶん2年間の流れの中で、それぞれ議会と当局のほうで、予算を提案され、議決され、それから執行されていく中で、入札者がいないという経過の中で、こういった結果になったと思うんです。ただ、そういったところで、一つ一つ、質問者の、特別委員会のほうでは7項目出されておりますが、その中でやはりあの、私としても、一つ一つあの、確認をして、場合によっては県、それからさきほど民事のお話をされましたので、弁護士とも話をせざるを得ない場合があります。法の解釈については、条例、規則、それから民法に係るものについては弁護士のほうとの協議も必要になってくると思っておりますので、そういったところを一つ一つ確認しながらやっていく必要があるというふうに思います。ということは、各決算委員会、それから特別委員会等の中で、不適切とされたというその根拠について、行政は行政なりに確認をさせていただきたいという、その時間をもう少しいただきたいというのが考え方で、それで最終的にまとめられておりますのは、今後の庁舎の建設につきましては、今回ありましたようなことを深く反省して、とりあえず暫定移転を行い、その後は二度とそういう形のないようなやり方で庁舎については考えていくというふうに、まあ報告をいただいておりますと解釈しましたので、そういった形でいきたいというふうに考えております。

○議長（齋藤邦夫君） 1番、酒井右一君。

○1番（酒井右一君） これあの、訴訟とかっていう（聞き取り不能）ない言葉が出ておりますので混乱するんだと思えますが、たまたま庁舎の問題で起こったことではありますが、この訴訟の問題については庁舎以外の問題でも多々起こるわけですよ。例えばほかの例を見れば、築地の豊洲移転に際して、856億円相当の損失を住民団体が前東京都知事に住民訴訟を起こしたということもあるわけです。このことについては、庁舎の問題から発生はしていますが、そこで行われた事務執行の誤りについて訴訟されるだけの根拠があるというふうに思うわけです。そうした場合、議会も当局も、いわゆる町ですから、訴訟される場合は住民の方々が住民監査請求をまず出します。監査請求によって町、監査委員会は町に対して何が起こったのか。実際その違法なり、不適切なことがあったのかということについて全部調査して公表します。その公表が住民の方々が納得できないという内容のものであれば、次のステップとして住民の方々は、今度は住民訴訟というものに切り替わるわけですよ。ですから、議会も町長も、この問題について、ひょっとするととんでもない化け物になっていきますから、早く何

があったのか。どこが悪かったのか。あるいは悪くなかったのか。それを仮に今、住民訴訟の方々がいらっしやるとすれば、その方々に納得できる説明をしなければ、さあ、裁判所に間に挟んでという話になれば、先の洪水と同じになりますから、早くまず町長は、この問題に対して対処すべきこと、いくつかあるはずですよ。具体的に名前を挙げれば、環境システム研究所の竣工検査があれでよかったのか。またあの、環境システム研究所はその仕様書の中で入札まで面倒看ると書いておきながら、しかもその入札、落札して、ひとつの委任業務が完成するわけですよ。それからその後、契約のないまま予算執行する。ゼロ執行でも予算執行ですからね。それから、文書をもってするとなっている文書主義に対して文書主義を否定してきたこと。それはとりもなおさず契約を結ばず、予算もないまま、環境システム研究所に仕事をさせたことになりますからね。こういった問題について、議会側から町長に対して突き詰めているんじゃないかと、今度は、いわゆるオンブズマンから出てくるわけですよ。こうなってしまううちに、早急に、今すぐ、この損失をもたらした背景、調査をして、結論を出されたほうがいいんでなかろうかと。私も菅家町長も、自らの責任は本当はないんですが、立場上、議員であり、町長でありますから、この問題を責任を持たなければならないのは現時点でその職にある者が責任を負わなければなりませんからね。さらに、実質責任があれば遡って請求されますから。実質支払賠償責任が認められればね。だから今のうちに早く調査をしてまとめられたほうがいいのではないかと。12月で一回やっていますから。今、3月ですから。これ、ずるずるずるずるいっちゃったら、本当に住民の虎の尾を踏みますよ。そういう動きがありますよ。早急にこのことの対策を立てていただけるかどうか。住民に対して説明していただけるかどうか。説明していただけるのであれば、どのような形で、いつ頃までに説明されるのか。この場は中継されていますから、当該住民の方々も見ていらっしやいますから、町長のしっかりした答弁をお願いします。

○議長（齋藤邦夫君） 町長。

○町長（菅家三雄君） この1億2,000万という数字につきましては、ただ今あの、質問の中にもありましたように、1件ではありません。いくつか重なって初めて累積でこの金額になっております。ということは、積み上げの中の一つ一つを捉えていけば、そのものの中には正規な手続きをされている分もあると思います。ただ今あの、文書主義、それから契約のゼロ契約という点がございました。その分については、そのうちの一部の契約の分です。全体を示す金額ではないので、ですからその辺については、やっぱり一つ一つ整理してい

ないとならないというふうに考えてます。それである、過去のその契約の内容を、ちょっと、どの程度あるか報告書の中からもちょっと見させていただいたんですが、ただ単に表示の契約書、何々というだけでは、じゃあ、その解釈がきちんとされているかっていうのが、ちょっとまだ不透明なところありますので、経過等を踏まえながら、疑問のところは県なりというところに相談をしながら、できるだけ早くやりたいということです。ですから、いつまでということが、質問者の方については、地方自治法の138条の2を念頭ということなんで、これにつきましては誠実な管理及び執行を行う義務という表現なんですけど、ただこれだけであって、その職員に対する、まあ、損害賠償というものは、また違う243条の2のほうに入っていくと思います。そういった中で、その懲罰とか、そういったものにあたるかどうかということ、損害賠償請求ですね。かどうかも慎重にやっていく必要はあると思いますので、その辺がまあ、私ではすぐに判断できないことありそうなんで、時間をいただきたいというお話でございます。

○議長（齋藤邦夫君） 1番、酒井右一君。

○1番（酒井右一君） 町長、誤解されてるようで、1億2,000万が正当な支出であればあったでいいですよ。何ら、罪に問われない職員があつてしかるべきですから。今の段階ではわからないわけですよ。複数の項目がありますし、今のところ、議会側の調査、監査側の見解ですから。これは当事者である町長さんが何もなければそれに越したことはない。何かあつたら、またそれから出発しましょうよと。そういう意味で、少なくとも調査にかかつて反省をして、町民に公表をする段階にならなければ、町民に公表されるときに、いや、こういうわけで調査しましたが、何もありませんでしたよという、こういった報告になれば、それに越したことはないんですが、今のところ、庁舎建築特別委員会においても、決算においても、そうではない要素があり、また町民の方々も、これはまあ、具体的に、そんなに資料も情報もないものでしょうから、思い入れで話していただけるかもしれません。そういった意味、そういった諸々のものを払しょくして、いや、これは大丈夫なんだという、言ってみれば安全な、そのお札を手に入れるためにも、早くその、後戻りできなくなる前に、当局自らの、当事者としての調査をされたらいかがですかと言ってるんであって、個別の問題を、契約がどうか、文書主義がどうか、言っているのではなくて、この問題、複合的な問題ですけども、これを細かく分析して、一つずつ検証していった場合に、やはり問題はなかったんだわとなれば一番いいですよ。そここのところを早くやっていただきたいというこ

とですよ。誤解があったようですが、大丈夫ですか。

○議長（齋藤邦夫君） 町長。

○町長（菅家三雄君） 考え方は、大方は一緒だと思います。これが1件だけで金額がこうなっているわけではありませんということを申し上げましたように、何件か重なった契約、その中でのトータルな数字なものですから、一つ一つ、その予算提案、それから議会の議決、執行内容とか、そういったものを整理しながらやっていきたいということで、先ほどあの、申し上げましたように、契約とか、個々で早急に調べられるところについては、それなりに今やっているつもりです。そういった中で、ただ、その、さっき言いました責任問題っていうことについては非常に難しいところありますので、国・県なり、その法の解釈上では、場合によっては弁護士にも相談しなきゃならないという、そういったことで時間をいただきたいということであって、やらないでいるということではありませんので、その点をご理解いただきたいと思います。

○議長（齋藤邦夫君） 1番、酒井右一君。

○1番（酒井右一君） そうすると、この問題ばかりやっているわけにもいきませんが、町長はこの損失に係る、当局としての予算提案、予算執行、事務の執行権限行使にあたり、不適切に行われた事実について自ら検証して、その検証結果、総括を町民に報告する。いずれ報告すると、そういう答弁だったと理解してよろしいでしょうか。

○議長（齋藤邦夫君） 町長。

○町長（菅家三雄君） 最後の町民に報告ということは、私は議会から指摘されて、特別委員会、それなりに議会監査のほうですから、議会のほうに報告をさせていただきたいと思います。集落まわったりという点は、大変厳しいことなものですから、議会にその内容については報告をさせていただくということでご理解いただきたいと思います。

○議長（齋藤邦夫君） 1番、酒井右一君。

○1番（酒井右一君） なるほど。町長、ミスター地方自治法だな。議会イコール、議会に報告されることが町民であります。それはまあ、早くやっていただきたい。私らも痛くない腹を町民の方々に探られることもありますので、なんとかひとつ、よろしく願いいたします。さて、それでは約束をいたしました。

続いて、今度は人口減少、地域消滅回避するための事業の体系的な進め方ということですが、振興計画を見せていただきました。それから実施計画を説明を受けました。そう

すると、この中には、それぞれ観光目的の中に、いわゆる給付型の子育て支援ですとか、あるいは高校までの医療費を無料にするであるとか、それぞれはしております。で、このことについては、まあ、多少の金額的な面で多くなったかなと、給付が多くなったかなという部分ではありますが、いずれにしても、どうも対処療法のような気がして、根治療法としての政策がないようであります。で、ひとつ、人口ビジョンを読んでいて、わからなかったんですが、只見町人口ビジョン。これが③・④・⑤を同時に実施すれば、3,032人だったか50人だかを維持できるという、こういう書き方がありました。今、町長は、ちょっと今、ここに持ってこなかったものですから、グラフの一番人口が多いところでなんとか定置させるというところに3,025だったか、52だったか、あるんですが、これは③・④・⑤を同時に実行すればということですね。そこを只見町のとりあえず、その年次の人口の水準だというふうにお考えでしょうか。

○議長（齋藤邦夫君） 町長。

○町長（菅家三雄君） 人口の推計につきましてはいろいろな形で統計的にされております。それで、そういった中で、この只見町の人口ビジョンの中では、通常といいますか、まあ特別な対策をしないまま進んだ場合は、2040年には2,660人という数字で、今、1番議員が申されましたパターン2というのが合計特殊出生率の向上という考え方。それからパターン3というのが転入。転入、Uターンを含むその促進定着。それからパターン4というのが子育て世帯の転出抑制というような形、その対策をしていくと3,035人が推計されるという形でまとめられております。そういった形。これが平成27年10月にまとめられておりますので、それを基本として私は取り組んでいきたいということを申し上げさせていただきました。

○議長（齋藤邦夫君） 1番、酒井右一君。

○1番（酒井右一君） まあ、そうしますと、②・③・④を同時に実行した場合の想定される人口を基本として町づくりを行うというふうに理解いたしました。そのうえで伺いますが、その部分に、同じその部分に、こう書いてありますね。何も施策を実行しなければ、2,660という数字になってしまうと。あくまでもこの3,034というのはしかるべき政策を実行した際に、こうできるんだというふうに理解をしました。そうすると、このしかるべき政策。これは何をされるんですか。既存の今の子育て支援だとか、保育料の無料であるとか、18歳までとか、そういったものを指しておられるんですか。新規に導入されるものは

ないんですか。これは、町長、任期4年ということで、2期やられれば8年でしょうが、とりあえず4年という中で考えておりますので、4年という制限の中では相当急がないとできないものでありますから、何を施策として取り組んで、この目標とする3,034にもっていけるのか。具体的にお伺いしたいと思います。

○議長（齋藤邦夫君） 町長。

○町長（菅家三雄君） その人口の安定した形で、将来、只見町を背負っていただく方を増やしていきたいということは、とりあえず若者定住政策を第一義に考えていきたいと。第二義につきましては子育てのできる環境をつくっていきたいというのを基本として、職場の雇用の確保できる場所の検討と支援ということを基本としながら、町全体の、この只見っていうのは昨日も非常に雪が多く降りました。で、只見でもこういった環境でも生活できるという、条件をきちんとしていく必要は、これ必ずあると思います。除雪体制のこともありますし、除雪保険事業というそういったものも大切にしながらやって、そこで生活できながら、子供からお年寄りまでという意味ですが、生活しながら、それができるということをアピールしていかないと、若い人達も定着しないということもあると思いますので、そういったあの、主とやるものと、総合的にやるものと、絡ませながらやっていきたいというふうには思います。

○議長（齋藤邦夫君） 1番、酒井右一君。

○1番（酒井右一君） まあ、そこで、私が、これはあの、私も長い行政経験持っております、その中で思うんでありますが、今の少子化、人口減という問題は、私が職場におった頃だって想定はできましたが、想定段階でした。今日、ただ今、現在は、想定ではなく現実の問題として振りかぶってきました。それは現実の問題を回避させるために、その想定段階から有効な手段、策を用いればよかったなということでありましたが、元に戻るわけにもいきません。で、もうすでに現実を迎えているわけで、これをその、振興計画上に、実施計画でもいいですよ、今のところでは教育委員会であったり、保健福祉課であったり、あるいは集落、振興センターであったり、様々な分野でその子育て、あるいは空き家の確保、あるいは雇用の確保なんてやっていますけど、これを、いわゆるスタッフ、ラインの分でもいいですから、一箇所にまとめて総合的な人口減対策を進める部署をつくられて、そして一つの方角性をはっきりつけて、目標とされる数字に達成できるようにされたらどうですか。というのは、申し上げます、このところなんです。結局、人口減少や地域が消滅回避す

るための事業の体系的な推進方策をまずつくって、その事業を実施するに係る指揮命令系統の整理及び予算ということで、しっかりしたその人口問題について、分析し、そして行政を行って評価できる、そういった部署をつくって、全町の施策事業をコントロールする場所をつくって、ここに、これに臨んだらいかがですか。この件について、今の組織、行政組織の中にこういったものを入れていったらいかがかなと。さらには実施計画の中にも、こういったことをその、体系的にできるような、もう一筆入れられたらどうですかなというわけです。自分で説明していて、よく説明できませんが、いわゆる大変なことです、別枠にこれは設けて、解決に向かっていかれたらどうですかと。別枠に少子人口問題を設けて、そこで解決されていったらどうですかということを申し上げております。

○議長（齋藤邦夫君） 町長。

○町長（菅家三雄君） おっしゃられることは非常によくわかります。それで、総合戦略の中でも、検証ということはよく謳ってございまして、それで企画をして、実行をして、評価という。ただ、問題は行政組織の中っていうのは複雑多岐にわたってございまして、例えば同じ子育てとか、そういったものでも、福祉の分野でやったほうが良い場合と、教育分野の中で取り入れてやったほうが良い場合とありますから、特定なところにまとめるということは非常に難しいとは思いますが、町全体としての基本方針で、この事業についてはどういう形でいくかによって何課にお願いするかとか、そういった組織上の中での、統一的な考え方ですか、そういったものは検討していく必要があると思います。若干あの、私もいくつかの課で同じようなことをやっているというところも見受けられますが、ただ、それも中身を見てみないと、その目的によってどこの課がいいかということもありますので、そういったことも検証しながらやっていきたいと思っております。そのご意見は非常に尊重していきたいと思っております。よろしく申し上げます。

○議長（齋藤邦夫君） 1番、酒井右一君。

○1番（酒井右一君） 時間がないもので。確認しておきますけども、各部署部署でやられるものが重複したり、効果的にこう、結果が出せるように、それを別の部署から総合的に判断できるようなシステムをつくって評価していくというイメージでおりますので、よろしく申し上げます。

○議長（齋藤邦夫君） 町長。

○町長（菅家三雄君） 努力してまいりたいと思っております。よろしく申し上げます。

○1番（酒井右一君） 終わります。

○議長（齋藤邦夫君） これで、1番、酒井右一君の一般質問は終了いたしました。

続いて、11番、山岸国夫君の一般質問を許可いたします。

11番、山岸国夫君。

〔11番 山岸国夫君 登壇〕

○11番（山岸国夫君） それでは、一般質問通告に基づきまして、2点についてお伺いします。

1点目は、要保護及び準要保護児童生徒に係る支援についてであります。2点目は、ブナセンターの役割と職員の配置についてであります。

1点目の、要保護及び準要保護児童生徒に係る支援の項でありますけれども、小学生や中学生の入学準備金の支給時期を入学後の6月支給から入学前に支給を求めるということが1点であります。この点に関連して、昨年5月の参議院文教科学委員会で、日本共産党の田村智子参議院議員が、入学準備金の入学前支給を求めたことに対して、文科省局長が、児童生徒が援助を必要とする時期に速やかに支給できるよう通知しているが、引き続き働きかけていくと答弁しております。このことは1月30日付けで町にも届いていると思いますが、確認したいと思います。また、平成29年度の政府予算案で要保護世帯の就学援助費のうち、新入学児童生徒の入学準備費用の国の単価が2倍に引き上げられております。ちなみに要保護生徒の単価は、小学校は平成28年度、2万470円から、平成29年度は4万600円。中学生は平成28年度までが2万3,550円から、平成29年度は4万7,400円。こういうふうに値上げがされる予定であります。只見町においても、この国の単価改定を準要保護世帯にも適用することを求めたいと思います。また、準要保護世帯の現在の基準は、生活保護基準額かける1.3倍というふうに町の基準はなっておりますけれども、これを生活保護基準額かける1.4倍以上に拡大することを求めたいと思います。これらの質問の要点は、一つは、修学援助金を入学前に支給できるようにすること。二つ目が、新入学児童生徒の入学準備金を国の要保護児童生徒の単価基準に引き上げを只見町の準要保護世帯に適用すること。3点目が、準要保護世帯の基準額を拡大すること。この三つでございます。

2問目の質問でありますけれども、ブナセンターの今後の方針及び人財育成についてです。第七次只見町振興計画には、只見ユネスコエコパークの基本理念、目標、まちづくりの基本理念としております。基本構想と基本計画の一つに、自然環境の保全で5項目。二つ目に、

自然の利活用で6項目掲げております。この施策内容は、只見町ブナセンター設置条例の第3条、ブナセンターにおいて行う業務ということで、ここでは8項目、第3条にはあります。第3条の中で、ブナセンターにおいて行う業務は次のとおりとする。一つが、只見町の自然環境及び生物多様性の保護及び保全を図る。二つ目が、地域の自然環境または資源を活用した伝統文化及び産業継承を発展させる。3が、先ほど述べた1と2の活動を達成するための学術調査。4番目が、自然環境及び野生動植物並びに歴史、民俗及び文化に関する調査。これらの知見、資料及び収集物をミュージアムで保管、展示、開設する。5番目が、只見の自然環境及び生物多様性並びにそれを背景とした歴史、伝統文化及び産業に関する講演会、講習会を行う。6番目が、只見の自然、伝統文化及び産業に関する地域情報を提供し、地域観光交流を推進する。7番目が、ブナりに代表される自然環境を核とした地域活性化の拠点としての企画、計画、運営。8番目が、設置目的を達成するための必要な業務というふうになっております。これを実現していくブナセンターの役割は、私は非常に重要であると思っております。で、特に、これらの様々な施策を執行していくうえでは、要をなすのは、そこに配置されている職員であると思います。これらの人材育成や職員配置が重要と考えますが、町長の見解を伺います。また、ブナセンター、いわゆる川のミュージアムの嘱託職員は、自然科学の専門知識をもつ方も配置していると認識しております。嘱託職員の任用期間については、只見町非常勤嘱託員の任用管理規則第2条の3で、任命権者が特に必要と認める嘱託員の更新にあたってはこの限りではないとあります。いわゆるこれは、5年以内という規定でありますけれども、5年以上勤めてもいいですよという、これは規定になるわけですが、この適用をした嘱託員はいるのか答弁をお願いします。

○議長（齋藤邦夫君） 町長。

〔町長 菅家三雄君 登壇〕

○町長（菅家三雄君） それでは、11番、山岸議員のご質問にお答えをいたします。

まずあの、第1点目の、要保護及び準要保護生徒に係る支援についてでございます。ご質問にあります通知として、平成28年9月26日付け県教育長より町教育長への、平成28年度要保護児童生徒援助費補助金及び特別支援教育就学奨励費補助金の交付申請について（通知）の中で、新入学児童生徒学用品費等、いわゆる入学準備金について確認をすることができました。また、平成29年1月30日付けの通知につきましては、平成29年度要保護児童生徒援助費補助金の予算案についてであることを確認をいたしました。次に、平成2

9年度の新入学児童生徒学用品費等の支給単価につきましては、国において引き上げられた内容も把握しております。本町の準要保護世帯への対応につきましては、今後も国の動向を注視してまいりたいと考えております。しかしながら、準要保護世帯の認定基準について、現在、生活保護基準額に一定の係数をかける方法を採用しております。この係数につきましては1.3倍以内としている自治体が多いことから、本町におきましてもそれを維持してまいりたいと考えております。

続きまして、質問2番のブナセンターの役割と職員配置についてでございます。山岸議員のご指摘のとおり、ブナセンターが果たす役割、人材育成、職員配置は大変重要な事項であると認識をしております。そのため、募集段階でそれぞれの嘱託職員については専門的な知識を有することを要件に募集し、採用、配置をさせていただいております。また、町の直営施設であるため、各種条例・規則に基づいた事務を執行しながら、ブナセンターでの案内業務や企画立案、主催する行事への参加による実務経験を通じて人材育成を図っているところでございます。なお、ご質問にあります任用管理規則第2条第3項のただし書きを適用し、5年を超えて更新した嘱託職員につきましてはおりませんのでよろしくお願いいたします。

○議長（齋藤邦夫君） 11番、山岸国夫君。

○11番（山岸国夫君） それでは、最初の、一つ目の質問内容について再質問をさせていただきます。

一番最初に、文科省の通知の確認をいたしましたけれども、この中では、最初の9月26日の文科省の通知。これは県教育委員長より、町教育長に通知があったということですが、私はこの通知の中身で、先ほどの質問、3点にまとめて申し上げましたが、その最初の質問の入学準備金を、現在、只見町、6月になっていると思います。これは、この当時の国会の中での質問項目では、要保護世帯の方。それから準要保護世帯の方。こういう世帯の子供さんが学校に上がる際、体操着、通学鞆、ランドセルなど含めると10万円にもなる大変な負担になっているという声も紹介しながら、入学前に支給するようにされたらどうかと、こういう趣旨の質問でありました。で、それに基づいて、この国の答弁も、早めに支給できるようにしたいと、そういう通知であったかなと思うんですが、その辺が今の町長答弁にはありませんでしたので、まずそこを答弁お願いします。

○議長（齋藤邦夫君） 教育長。

○教育長（齋藤修一君） 一つ目の、通知文についてであります。先ほどご質問の中にあり

ました、児童生徒が援助を必要とする時期に速やかに支給できるよう通知しているという言葉がありました。で、これはあの、当時の文科省の小松親次郎初等教育局長の答弁であります。で、そこのところを若干、追加の説明をさせていただきたいんですが、局長が答弁されたその言葉は、山岸議員さんがここに質問されている内容とまったく間違いないんですが、前段がひとつありまして、その前段にはですね、局長はこういうふうに答えております。大事な前段であります。支給は、年度の当初から開始し、もう一度言います。支給は、年度の当初から開始し、という前段がありまして、この通知は先ほどあの、町長答弁にもありましたように私どものほうにもきております。で、その中にも今、局長が答えた中身と同じ文言が、前段があります。じゃあ、この前段が意味するものは何かということになりますと、支給は年度の当初から開始し、というふうになる。で、多くの自治体は今ほどのお話のように、まあ6月とか7月という実態なものですから、その時の局長は、年度の当初から開始し、ということですので、実現できるかどうかは別にして、具体的な例ですと、4月1日になったら、もう支給できるぐらいのスピード感を持ってやりなさいよという、そういう通知文になっている状況にあります。そういったことで、ここの部分だけ捉えますと、前年の3月あたり支給できるように全国に通知しているというふうな意味合いになるんですが、よくよくその、答弁のやりとりを精査しますと、その9月何日にきております通知文の中に明確に書いてあります、支給は年度の当初から開始しという、その前段があるものですから、そういう状況に、その通知についてはそういう状況になっているということです。よろしく願います。

○議長（齋藤邦夫君） 11番、山岸国夫君。

○11番（山岸国夫君） 私は最初の質問項目の中で、何故これを引き合いに出したかといいますと、いわゆる4月1日、新年度、その前から支給してほしいという願いでこれを引用しました。で、そういう意味では、国の委員会でのやりとりはそういうことではありますが、じゃあ、只見町として、例えば3月とか、2月とか、入学前に支給すると。これは小学生。それから中学校。中学生。それぞれありますけれども、この辺についての考え方はどうなのかを伺います。

○議長（齋藤邦夫君） 町長。

○町長（菅家三雄君） この要保護・準要保護の認定基準が、所得、家族の、世帯の所得が基本になってます。ということは、前年度の所得が確定しないと判断がつかないというところ

がありまして、それで只見町の場合、今、確定申告やっております。その基準が決まるのが6月ということなものですから、従来、国が、ご質問にもありますように、6月から7月ということは、その認定基準が済んでからということで進められているんだと思います。ただあの、ここの基準のところの見直しを国でしない限り、先に、まああの、要保護のほうについては国になりますので、準要保護につきましては市町村だと思いますが、それは国に倣ってやっていく必要があると思いますので、そういった形で先ほどあの、局長申し上げましたように、国の動向を見たいということでご理解をいただきたいと思います。

○議長（齋藤邦夫君） 11番、山岸国夫君。

○11番（山岸国夫君） それではですね、まず実態をちょっと、私も知りたいので、準要保護世帯の国庫補助は平成17年度に廃止されて一般財源化されております。今、全国的にも子供の貧困化の問題が大きくなっております。この貧困状況をどう只見町でみるかということで、私はあの、これについて、町民生活課のほうで、こういう統計は町として、例えば小学校、中学生のもっている親の収入統計。これ分析できないのかと。で、国はこういう統計もってるわけですから、町でもこういう統計できないかということでありましたけれども、そういう資料の集計はできないということでした。それで、私はこの貧困のね、考え方のこの定義もあるとは思いますが、町の統計のひとつとしてこの準要保護世帯の数はひとつの指標になりうるんじゃないかというふうに考えました。そうしますと、福島県教育長の資料によりますと、これ平成26年度の福島県内の市町村の小学生・中学生の合計。この中には国立・私立は除いて、被災者児童生徒就学援助は、これは含まれております。福島県のこれは特殊事情が、原発事故の後の措置でありますけれども、そういう点ではこの中には双葉郡の地域は、これは別途支給されているということで、この人数には入ってます。そうすると、合計の福島県全体の適用率は13パーセントであります。で、これは市も含めますから、町と村の分類では双葉郡地域を除くと36町村がありまして、只見町は12.8パーセントで6位に位置しております。こういう状況に県内ではありますので、そこでお聞きしますけれども、要保護、準要保護生徒の平成17年以降の年ごとの支給対象の人員。それから全生徒に対する比率は何パーセントであったのか伺います。

○議長（齋藤邦夫君） 教育次長。

○教育次長（増田 功君） ただ今、ご質問のありました要保護・準要保護の平成17年からの人数でございますが、平成17年は小・中学生396人おりまして、準要保護・要保護の

児童・生徒が20人でございます。そして、割合でいいますと5.1パーセントになります。以下、平成18年は382人、全体の児童・生徒がおりまして、23人の準要保護・要保護で、パーセンテージが6パーセントです。占める割合が6パーセントでございます。以下、全体のパーセンテージを、占めるパーセンテージを

〔「対象人数とパーセントだけで結構です」と呼ぶ者あり〕

○教育次長（増田 功君） 28年度まで全部申し上げますか。

〔「全体の人数は結構です」と呼ぶ者あり〕

○教育次長（増田 功君） じゃあ、人数とパーセンテージでよろしいですか。

それでは申し上げます。平成19年度、26人、6.8パーセント。平成20年、26人、7.1パーセント。21年、26人、7.2パーセント。22年、23人で6.7パーセント。そしてですね、平成23年に豪雨災害、新潟・福島の豪雨災害がございまして、その時に被災した児童・生徒を対象といたしましたので、ここから若干、人数が、特に23年ですが増えます。23年は62人、18.1パーセント。24年、35人、10.5パーセント。25年、30人、9.1パーセント。26年、29人、9.3パーセント。27年、19人、6.2パーセント。28年、16人、5.6パーセントです。12年間を平均しますと、8.15パーセントになります。ただし、水害のですね、2年、平成23年・24年を除きますと6.92パーセントということでございます。

○議長（齋藤邦夫君） 11番、山岸国夫君。

○11番（山岸国夫君） 今の資料で、6パーセント台から、人数も生徒数減ってきていると思いますが、これだけの方がいらっしゃるということだと思います。それで、入学前の支給のことに関連して、経済的に苦しい家庭の小学生・中学生、受けている就学援助の一環で支給される入学準備金について、支給時期を前倒して支給できるように変更している自治体も増えております。朝日新聞の今年2月4日付では、全国80市区町村が支給時期を入学前に変更していたとの報道もあります。神奈川県の大和市では就学援助新入学学用品費の入学前支給について、支給時期を12月にしております。また東京の八王子市では2月1日在住者を支給基準該当者として、3月1日に支給予定としております。これはインターネットでもこのとおり発表されております。この附則事項の中で、2月1日以降に転出される方についても支給対象とし、本市で、これは八王子市です。新入学準備金の入学前支給を行った旨を転出先自治体に通知します。というふうにあります。これは、当然、只見町でも適用する

となれば、入学してから転校ということも有りうりますが、八王子ではこのように対応していて、返金を求めず転出先への通知で事務処理を完結している。こういうやり方をとっております。で、同時に、入学前に支給するためには、事前の父兄への連絡が大事になってきます。八王子市の場合は就学児健康診断の案内と合わせて受給案内と申請書を送付している。ですから入学案内、大体、8月末から9月ぐらい、初めからの流れになって、いろいろ入学前準備が始まりますが、その都度、周知徹底をして、そして入学前に支給できるように措置しているということでもありますから、町長、先ほど所得基準の関係で6月、只見、6月ということに国の動向でなっているという答弁なさいましたけども、全国的には80の市町村がもうすでに実施しているわけですから、これ、やはり、今の只見町のおかれている父兄の方、子供さんの方。そして子育て支援対策。こういう面も考えれば、これらを早めに支給することは物理的にも私は可能じゃないかというふうに全国の例からも考えますが、再度の答弁をお願いします。

○議長（齋藤邦夫君） 教育長。

○教育長（齋藤修一君） 前倒し、入学準備金の前倒しということで今お話いただきました。それで、少しく、整理をさせていただいて、要保護児童・生徒。それから準要保護児童・生徒と二つのタイプの中で、先ほどから町長答弁にもありましたように、要保護につきましては国の対応ということですので、町の判断ではなかなかできないという状況もあります。ただ、あの、国のほうもですね、今ほどの山岸議員のお考えのように文科省が、なんとかその要保護。それを会計の単年度制度という枠の中で今できない状況があるんですけど、そこをなんとか、例えば3月とか、そういう時に支給できるようにならないかということで国のほうでも今、検討が始まっている状況がひとつありますので、そこを情報提供させていただきたいと思います。それであの、町で80ほどの市町村が全国でやっているの町でもできないかってお話ありました。これはあの、町村の判断で行っている部分の80の市町村だろうと思います。で、これについてもあの、ちょっと先進地の情報などを勉強させていただいて、先ほど町長答弁されましたように、国の動向を見極めながらというお話、答弁されました。そういった意味で、国の動向が決まるということと合わせながら、先進地の事例等も調査をしたいというふうに思っております。先ほどあの、八王子の例がありました。例えば3月の途中で支給したら、なんかの都合で3月の25日にほかの町村に行ってしまったと。じゃあ、そこ、支給したお金は返還を求めませんという動きのところもありますし、例えば福井

市のように、これはやはり返還を求めないと困るということで返還を求めている市もあつたりして、いろいろこう、悩みながらも、どういうふうにしたらいいかというところで様々な工夫がされていると思いますので、先ほどの町長の答弁に従って対応していきたいと思えます。

○議長（齋藤邦夫君） 11番、山岸国夫君。

○11番（山岸国夫君） 先ほど、私あの、要保護と準要保護の人数、パーセント、それぞれお聞きしましたがけれども、この中では、只見町の場合は、要保護に該当する生徒はいるのでしょうか。

○議長（齋藤邦夫君） 教育次長。

○教育次長（増田 功君） 只見町において現在、要保護の児童・生徒はおりません。

○議長（齋藤邦夫君） 11番、山岸国夫君。

○11番（山岸国夫君） そうすると、先ほどの教育長の答弁の中で、要保護については国の制度の絡みおっしゃいました。で、先ほども私の質問の中でも、平成17年度から準要保護世帯については財源が町に一般財源化されたと。まあ、いってみれば、町独自でこれはできる施策だということでもありますので、今の次長の答弁にもありましたように、要保護の児童・生徒は只見はゼロということですので、これは是非とも町独自の判断で、この準要保護、父兄、子供さんだけですから、それでは前倒しして支給できるようにしていただきたいと。それからもう一つは、この国の単価基準改定。これは平成29年度の予算案でまだ最終可決されておられませんけれども、これも準要保護世帯に対応できるかどうかというのは、これは町の判断でできることでありますから、町長、これは、準要保護世帯、これを国の単価基準に合わせて早急に、今のところ6月支給ですから、それに間に合うように補正も含めてできないものなのか、どうなのか、答弁をお願いします。

○議長（齋藤邦夫君） 町長。

○町長（菅家三雄君） 先ほどあの、教育長も申し上げましたように、会計年度の問題を、80市町村やっというところ、どういう形でクリアされているかという、そういったあの、若干、財務規則なりのほうの、検討をさせていただいて、それで只見町でそういった形が可能であるというものであれば、前向きには考えていきたいと思えますが、そういったあの、制度のところについては、それぞれの町村の事例と、それから先ほど申し上げましたが、国のほう、万が一、この後、国の要件に該当する要保護が出た場合、どう対処できる

かということも出てきますので、その辺も踏まえながら考えていきたいと思えます。

○議長（齋藤邦夫君） 11番、山岸国夫君。

○11番（山岸国夫君） それでは、この問題については、前向きに是非とも検討して、実現できるように求めまして、次の質問に入らせていただきます。

昨日の2番、大塚議員の一般質問の観光交流人口を因るための具体策についての質問の中で、町長答弁では、只見ユネスコエコパークの取り組みの回答もありました。その中で、ブナセンターを中心に取り組みを促進すると答弁されております。で、私も只見にきて12年になり、そして、この只見の自然については、毎年、新たな発見もしているところです。で、私も少しでも町の発展や交流人口促進という点で只見の自然を多くの人にやはり知っていただくということで、町公認の案内人も務めさせていただいてます。そしてまた、そういう中で、このブナセンターに勤めている方や、そして研究者、多くがこの只見町にも来られて調査もされてます。こういう人たちとの交流の中で自然に対する知見や、その捉え方の問題。只見の自然の素晴らしさ。こういうこともおおいに、日々、勉強させていただいております。そういう点では、非常にこの、こういう、いわゆる博士課程をもった人たちとの交流というのもおおいに、そういう点では自然科学の勉強にもおおいに役立っております。そういう点で、この、先ほど申しましたように、このブナセンターを中心に促進するというふうに答弁されてますけれども、この具体的な進め方、それは私は最初に質問いたしましたように、職員の配置。これが大事だというふうに思っております。で、同時に、この若者定住促進に向けてIターンやUターンの促進も町も重点施策としております。で、ブナセンターもそういう意味では雇用の場と、町直接の施設でありますから、この民間にもこういうのをおおいにやっていくというのと同時に、町独自の施設として、この足元に働く場所もあって、あるわけでありますから、今の職員の配置でいけば、館長は茨城から、森林総合研究所の、前勤めてらっしゃった方だと思います。あとは学術指導員。この方も遠方から町に来られていると認識しております。それから四国から大学を卒業して来られている方もいらっしゃいます。そういう意味では、これらの職員の方を大事にして、そしてこのブナセンターの位置づけに相応しい仕事をしていくといううえでは、やっぱりこの人材の育成。そのためにもやはり、この場所、働く場所があって、そして、住居もあり、そしてやはり任用期間も大事になってくるんじゃないかなというふうに私は思っております。そういう意味で、去年の12月だったと思うんですけど、鈴木和次郎さん、ブナセンター長やられていて、私も自然案内人とし

ていろいろ指導も受けたり、講習も受けたりしてきました。で、退職にあたり挨拶に伺いましたということであちに来られたんですが、こういう人の、センター長ですか、まあ長ですから、こういう場合、町の規定では、任用するにあたって議会の報告義務というのは、これは、なんていうのかな、まあ、副町長の場合だと、議会に承認求めるとなるんですが、こういう人たちの雇用の場合の議会の任用の義務っていうか、なんていうか、ちょっと、条例上わかりませんが、その辺、あるのかどうなのかお伺いします。

○議長（齋藤邦夫君） 総務課長。

○総務課長（新國元久君） 非常勤特別職であったというふうに認識をしていますが、これあの、副町長とは議会の議決、同意を必要とするものでありまして、ただ今おっしゃったブナセンター長はそうではなく、条例で報酬等定める場合は議決をいただくということになるかと思いますが、その任用にあたってはそういうものではないというふうに認識をしております。

○議長（齋藤邦夫君） 11番、山岸国夫君。

○11番（山岸国夫君） 任用じゃないということで、まあ人事の問題として町がそれぞれ執行していくということになるんだというふうに思います。それでですね、嘱託職員を採用する場合に、これ、町の規則の中で勤務時間、それから嘱託職員の月額給与額等も明示されておりますけれども、この中でですね、ブナセンターの館長は月31万5,000円。週の労働時間が37時間30分。で、指導員の学芸調査専門員は月額26万5,000円。年間にすると318万。これ30時間。で、指導員が月20万。年間240万。時間が37時間30分。自然首都只見学術調査専門員。これが月額21万8,000円。年額で261万6,000円。37時間30分。ブナセンター長は月額15万という報酬になるわけですがけれども、私は先ほど、5年以上いた職員がいるのかという質問に対して、これはいませんということでした。やはり私は、これらのやっぱり、町のこれからの交流人口。そして、ブナセンターのこの条例に基づく位置づけ。そして、計画。基本計画など含めてですね、非常に大事な、ブナセンターは位置づけにあると思っております。で、これらの人達の、こういう、先ほど言いましたような非常勤の特別職の賃金。年休はありますけれども、一時金や寒冷地手当、家族手当は一切ありません。というふうに理解してはいますが、そういう意味では、たしかに最初に、この条例でいきますと、管理規則ですか、管理規則でいきますと、一年ごとに再雇用して、任期は一年ですと。で、再雇用して5年ですと。5年では先ほどいうと5年

以上いた人はいないということですから5年で辞めるということになっております。これは知識財産の町の蓄積という点からもマイナスじゃないかというふうに私は思います。で、そういう点ではこの条例を変更するか、あるいは5年以上の適用を、これをするということも含めて、職員の待遇。それと勤務の年数。これらも含めて大事に扱っていく。このことが先ほど申しましたように、I・Uターン。これは実際、そういうふうになっているわけですから、Iターン者、増えているわけですから、ここで。で、そういう人たちが、はい、5年ですよと、はい、お辞めくださいでは、あまりにも町の行政の在り方として冷たいんじゃないかと。知的財産が蓄積されないという面からも、ここはもっと再検討してほしいなというふうに思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（齋藤邦夫君） 町長。

○町長（菅家三雄君） たしかにあの、この、今言われました知的財産の損失ですか。これは非常に私も考えております。ただあの、このブナセンターの設置の経過等について、細部的にはちょっとあの、組織的なものといいますか、任用のところは確認はしてないんですが、ただあの、期間、雇用期間については制度の問題があるのと、本来でしたらば、学術専門員は職員であれば理想だと思ってます。ただ、只見町の場合、ここを職員にする場合、定数条例の問題が出てきますので、現在あの、職員としては学術調査担当として1名、専門のほうをやってきた職員がおります。そういった形で、ブナセンターのほうについても対応できれば理想だとは思いますが、それは将来的には視野には入れていかなければならないというふうには考えております。ただあの、嘱託で今対応している経過等については、ちょっと知識的に不足なところありますので、担当課長のほうから答弁させます。

○議長（齋藤邦夫君） 総務課長。

○総務課長（新國元久君） 制度といいますか、おっしゃるその、嘱託職員等についてであります。国がまとめました資料でありまして、地方公務員の臨時・非常勤職員及び任期付職員の任用等の在り方に関する研究会という会がありまして、そこの報告がなされております。やはりあの、全国的にこういった方々の任用の在り方に課題があるんじゃないのかなということでの検討ということと受け止めてございます。昨日の新聞報道等にもございましたが、国ですが、非正規職員等々に関しまして、そういったことを検討した内容の結果をまとめたものがございまして、それを法改正のための閣議決定がなされたという報道がございました。その後、これがどういう方向で進むのかということはまだあの、明確にはなってござ

いませんが、そういったことで国から職員の任用等々についての大きな流れが今後くるのではないのかなと思っております。町といたしましてもそういった流れに則って、適正にそういう方々の、今おっしゃった身分等々もございます。対応してまいらなければならないなどというふうに考えてございます。まあ、しかしながら、今、申し上げましたとおり、まだ新聞報道の段階でありまして、今後、具体的にどう進むのかということは不明確な状態でありますが申し上げさせていただきたいと思います。

○議長（齋藤邦夫君） 11番、山岸国夫君。

○11番（山岸国夫君） 質問の順序があちこちになっちゃいましたけど、この町の非常勤嘱託員任用管理規則があるわけですが、それと只見町ブナセンター設置条例。この設置条例の中で、ブナセンターの設置条例の中では、第5条の中で運営委員会の委員定数は10人以内とし、ということになってるんですが、じゃあ、ブナセンターの、いわゆるブナセンター館長を除く、この指導員の定数は何人というふうに考えていらっしゃるのか。この条例だけだと定数書いてませんので、その辺はどんなふうに考えてますでしょうか。

○議長（齋藤邦夫君） 総合政策課長。

○総合政策課長（渡部勇夫君） ブナセンター設置条例の中で議員おっしゃるように、第4条に組織というところがございます。ブナセンターにブナセンター長、館長、事務局長、その他の職員等を置くというふうに定まっております、それぞれ、センター長、館長、事務局長は1名でございますが、その他の職員等につきましては複数という書き方になってございます。

○議長（齋藤邦夫君） 11番、山岸国夫君。

○11番（山岸国夫君） 複数ということで、今現在はまあ、私の記憶ですと3名だというふうに理解いたしますが、現在はそういうことでよろしいですか。

○議長（齋藤邦夫君） 総合政策課長。

○総合政策課長（渡部勇夫君） はい、そのようなことで結構でございます。

○議長（齋藤邦夫君） 11番、山岸国夫君。

○11番（山岸国夫君） 国の動向とか、いろいろ、雇用問題とか定数条例の問題も伺いました。で、私は最初言ったように、町の中心課題としてこのユネスコエコパークを進める。そこがブナセンターだというふうに町も計画の中で明確に位置付けているわけですから、そこに配置されている人、武田信玄じゃないですけど、人は石垣。人は城。城があって町がなっ

ていて、その人達の知見が幅広い、やはり只見町の発展にも役立っていくわけでありますので、是非ともこの、先ほど言いましたブナセンター設置条例、それから非常勤職員の任用期間。すぐ条例が適用できないのであれば、5年以上になっても、特に必要と認める嘱託員の更新にあってはこの限りではないという、こういう条項があるわけですから、そういう点ではそういう人達の処遇も改善し、そしてさらには、非常勤嘱託職員の賃金の改定も含めて、正規の職員には定数条例上なかなかできないというのであれば、こういう条例の変更もして、そしておおいに働く能力を活かして、町の貢献に役立つような人材の育成に町当局としてもあたたかいやっぱり対応を示していくということを求めて私の質問といたしますが、再度の答弁をお願いします。

○議長（齋藤邦夫君） 町長。

○町長（菅家三雄君） ただ今あの、ご指摘いただきました点についてお答えをいたします。今、正直言いまして、ブナセンターにはブナセンター長、12月で前ブナセンター長、鈴木和次郎氏が今、欠員となっております。それで、ここのブナセンター長、現在は職員がやっておりますけども、本来、職員ではなく専門の方になっていただきたいというふうに根底に思っております。それで、そういった形でこのブナセンターそのものはしっかりとした形でこの後も町のために情報を発信をしていっていただきたいというふうに考えております。そういった中であの、学芸専門員ですか、ブナセンターの中におります。勤務時間。それから報酬等についても、若干、まあ現場等を見ますと見直しも必要かなというところもありますので、十分あの、新しいブナセンター長を迎えまして、そういった中で活動をしていくうえで、週何十時間勤務とか、という規制で収入も少なくなっておりますので、そういったところも併せながら、現在でできる範囲内の形で、只見で十分に研究等していただけるような環境づくりは考えていく必要があると思います。それで、必要が出てきた場合、議会のほうに報酬等の提案をさせていただきますので、そういった方向で今後は取り組んでいきたいと思っております。よろしくをお願いします。

○議長（齋藤邦夫君） 11番、山岸国夫君。

○11番（山岸国夫君） 先ほどの質問で終わると思ったんですが、今の町長答弁の中で、これ、新しいブナセンター長を迎え、というのがあったんですが、これは大体、人事の問題で聞いていいのかどうかわかりませんが、大体、内定されているのでしょうか。

○議長（齋藤邦夫君） 町長。

○町長（菅家三雄君） まだ確定はしておりません。現在あの、このブナセンターを運営していく中で、支援委員会という専門家の組織がございます。そういった方の組織のほうに、まあ、推薦というような形で、どういう方が只見町の場合、適正かというか、こういう方がいらっしゃるのか、そういったことを今お願いをしております。そういった中から4月に向けて決めていきたいというふうに思っております。

○11番（山岸国夫君） 終わります。

○議長（齋藤邦夫君） これで、11番、山岸国夫君の一般質問は終了いたしました。

以上で、一般質問は全て終了いたしました。

昼食のため、暫時、休議いたします。

午後の会議は1時15分開会としたいと思いますので、よろしく申し上げます。

休憩 午前11時55分

再開 午後 1時14分

○議長（齋藤邦夫君） それでは、午前に引き続き、会議を開会いたします。

◇◇◇◇◇      ◇◇◇◇◇      ◇◇◇◇◇

◎議案第3号の上程、説明、質疑、採決

○議長（齋藤邦夫君） 日程第2、議案第3号 只見町多目的活性化広場設置条例の一部を改正する条例を議題とします。

朗読を省略し、直ちに議案の説明を求めます。

総合政策課長。

○総合政策課長（渡部勇夫君） 議案第3号 只見町多目的活性化広場設置条例の一部を改正する条例を説明いたします。

これはあの、亀岡地内でございまして、従前、ご存じのとおり、多目的広場ということでサッカー場がございました。今般、サッカー場のところに加えまして、サンドバレーコート交流広場ということで、サンドバレーコートの、この議案書でいいますと、1番地5、1番

地6、1番地7の3筆を追加する一部改正でございます。それから別表中、活性化を多目的に改め、それぞれサッカーシューズ、ボールとあったものを交流広場一面というふうに改めるものでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（齋藤邦夫君） これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

8番、目黒道人君。

○8番（目黒道人君） サッカーシューズ、サッカーボールを交流広場に改めるということですが、これはシューズやボールの貸し出しがこれまであったものがなくなるということでしょうか。

○議長（齋藤邦夫君） 教育次長。

○教育次長（増田 功君） これまで、条例の中に、サッカーシューズ、サッカーボールの規定がございましたが、現状ですと、サッカーシューズ、ボール等は利用者が持参し利用しているものでございますので、現状に併せて削除をするものでございます。

○議長（齋藤邦夫君） ほかにございませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（齋藤邦夫君） これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

○議長（齋藤邦夫君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

採決いたします。

議案第3号 只見町多目的活性化広場設置条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決するにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（齋藤邦夫君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎議案第4号の上程、説明、質疑、採決

○議長（齋藤邦夫君） 日程第3、議案第4号 只見町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

朗読を省略し、直ちに議案の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（新國元久君） 資料の配付を許可いただきたいと思います。

○議長（齋藤邦夫君） はい、許可します。

〔資料配付〕

○総務課長（新國元久君） それでは、議案第4号 只見町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例。ご説明を申し上げます。

背景を申し上げますが、国の法律であります地方公務員の育児休業等に関する法律。そして、育児休業、介護休業等、育児または家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部を改正する法律という法律が公布、施行となりました。この主な内容であります。働きながら育児や介護をしやすい環境整備をさらに進めるため、民間及び人事院勧告等を踏まえた国家公務員に係る規定の改正内容に準じて地方公務員の育児支援、介護支援に係る規定の改正を行うという法律の内容であります。

これを受けまして、昨年10月の福島県の人事委員会の勧告にございました。これがただ今お配りをさせていただいた資料でありますのでご覧をいただきたいと思います。育児休業法改正の意見の申出及び勤務時間法改正の勧告の骨子ということであります。主な概要を申し上げますが、ポイントとして下に三つございます。根拠としましては民間労働法制の改正内容に即した見直しをするということであります。一つとして、介護休暇の分割。3回までの分割が可能。介護時間の新設。最長連続3年、1日2時間まで。そして、育児休業等に係る子の範囲の拡大。カッコとしまして、特別養子縁組の監護期間中の子等を追加ということがございます。改正の概要であります。介護休暇の分割は職員の申し出によって分割をして取得が、3回までの分割をして取得ができるということ。そして、これも繰り返しになりますが、介護時間の新設であります。最長3年間、1日2時間まで介護時間を設けることができると、休暇とすることができるというものであります。3番としまして、育児休業等に係る子の範囲の拡大ということがありまして、ここに記載がございます、子の範囲の拡大。

職員が特別養子縁組の成立に係る監護を行う子。里親である職員に委託されており、かつ、当該職員が養子縁組によって養親となることを希望している子。その他ということでございます。これによります所要の改正をお願いをするものであります。

議案第4号であります。これに基づきまして介護休暇等の拡充の一部改正をお願いをするものでありますので、よろしくをお願いいたします。

○議長（齋藤邦夫君） これから質疑を行います。

5番、中野大徳君。

○5番（中野大徳君） これは、臨時職員にはまったく反映されない、関係ないと思うんですが、聞くところによりますと、こういった待遇が臨時職員と非常にあの、開きがありまして、臨時職員は身分も安定しない中、やっぱりこういったこと、育児休暇も取れずにやっている現状がありますので、この臨時職員についても、このような検討をお願いしたいなど、希望であります。（声が小さいため、聞き取り不能箇所あり）

○議長（齋藤邦夫君） 総務課長。

○総務課長（新國元久君） 議員、ご指摘のとおり、この規定は一般職に適用ということでございます。午前中の11番、山岸議員のご質問の折にも若干申し上げましたが、国におきまして、現在、地方公務員の臨時、非常勤職員及び任期付職員の任用等の在り方に関する研究会という会がございます、その報告がまとめられております。それはあの、今、議員おっしゃった、中野議員おっしゃったような、いわゆる非正規に近い方々、臨時、嘱託の方々の待遇の改善を主に謳っているものというふうに思います。またあの、今、国もそうだと思いますが、国、そして県、町等においても、こういった臨時、非常勤職員がいらっしゃるということで、その現状を踏まえて、こういった見直しをするということであろうと思います。これも午前中申し上げましたが、昨日の朝日新聞だったかと思いますが、こういった件につきまして、法改正を閣議決定したということでありまして、国からこういったことはあの、順次、流れてくるものと思いますし、その折に所要の改正を行なわせていただくということになるかと思っておりますので、その時点でまたお願いを差し上げますので、よろしくをお願いをいたしたいと思っております。

○議長（齋藤邦夫君） ほかに。

11番、山岸国夫君。

○11番（山岸国夫君） これ、国からの法改正ということで、実際ですね、今、これらの介

護休暇を取って、いらっしゃる職員の方もおられるのかどうか。

それと、この、今説明のあった②の、最長連続3年、1日2時間までということあるんですが、これは現実には、対応した、法的にと言われればそれまでなんですけど、現実はこの1日2時間というのは、どうなのかなという、私も母の介護をしたり、今、皆様方も40代・50代になると親の介護ということで苦勞なされていると思うんですが、そういう意味で、僕は現実的にどうなのかなという疑問あるんですが、その辺はどう考えられているのか伺います。

○議長（齋藤邦夫君） 総務課長。

○総務課長（新國元久君） ご質問の1点目であります。こういった対象がいるのか、いないのかということではあります。現時点でおりません。

そしてあの、2時間ということについてのお話しであります。冒頭申し上げましたように、これは国の法律を受けての改正であります。その国の法律の背景には民間、そして国の制度。これを踏まえての地方公務員の改正ということではあります。おっしゃるとおり、たしかにあの、介護される方の介護度。それによって、介護にかかる時間というのは多少増減するものというふうに思います。しかしながら、今般の改正。国の法律改正。そして、県の人事委員会の勧告に基づくものということではありますので、そういった実態。この制度を運用していく中で、不合理等の実態が出れば、そういった改正という運びにもなろうかと思っております。今般はまあ、こういった状況での改正ということではご理解をいただきたいと思っております。

○議長（齋藤邦夫君） 11番、山岸国夫君。

○11番（山岸国夫君） 今の2番目の、1日2時間までとの関連でいきますと、先ほど、役場の職員の中にはいないという回答でしたけれども、この条例は職員の方に限定しての中身、条例改正ですけれども、町内の中に働いている人のお話を聞きますと、親を介護して、そして働いている人。で、認知度によりますけれども、働くために認知度が軽ければ利用限度があるわけですね、週5日働くとなれば、その期間、全部、ショートステイなり、デイサービスなり、親を、その介護サービスを使わないといけないと。そうすると、利用限度額を超えて預けると。そうすると、利用限度額超えれば、満額も自己負担になるというふうになってね、かなり大変な人もいる話も、この間、伺いました。ここで条例の話なんで、そういう点では2時間まで私はどうかなというふうに考えております。だから、そういう意味では、今後で

すね、国が、こういう人事院勧告や、国がこういう基準決めたとしても、町の職員の方の在り様、親の介護を十分していくということからも、これあの、町独自の条例として検討する余地はないのかなという懸念持ちますけど、その辺は国の法律通り、この条令変えなくちゃいけないのか。これからもそういう職員の方が出た場合に、(聞き取り不能) 待遇を改善していくという点で町独自の条例改正ができるのかどうか、そこを伺いたいと思います。

○議長（齋藤邦夫君） 総務課長。

○総務課長（新國元久君） 町の条例でありますので、基本的には町がそういった改正をすれば、できるものではないのかなと思っております。まあ、その件につきましては詳細に検討させていただきたいと思います。実際にその、どうするかということに関しましては、まだ、今般、こういったことで法整備がなされて、条例改正をさせていただきたいという段階であります。今後、そういった介護認定、そして別な意味での、家族介護ですから、在宅サービス。こういったあり方も関係してくるかと思っておりますので、そういった状況を勘案しながら、こういったものは検討していかなければならないのかなと思っております。まあ、職員にとって、手厚い休暇というのは、それはありがたいに越したことはないというふうに思いますが、しかしながら、やはり業務ということもございますので、そういった中でのバランスを考慮しながら考えていかなければならない課題ではないのかなというふうに思います。

○議長（齋藤邦夫君） ほかにございませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（齋藤邦夫君） これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

○議長（齋藤邦夫君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

採決いたします。

議案第4号 只見町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決するにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（齋藤邦夫君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎議案第5号の上程、説明、質疑、採決

○議長（齋藤邦夫君） 続いて、日程第4、議案第5号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

朗読を省略し、直ちに議案の説明を求めます。

○総務課長（新國元久君） 議案第5号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例ですが、これも今ほど説明を差し上げました国の法律改正の背景がございまして、それに基づきまして県の人事委員会の勧告に基づいた内容ということであります。内容といたしましては、養育する子の範囲。そして、1歳6か月に達する日を1歳6か月到達日と改めるとか、そういった字句の修正。そして、子の範囲の拡大ですね。先ほど申し上げました子の範囲の拡大。特別養子縁組の成立に係る監護を現に行う子等の拡大を行ったと。あとは今申し上げました字句の整理ということですので、よろしく願いをいたします。

○議長（齋藤邦夫君） これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

○議長（齋藤邦夫君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

採決いたします。

議案第5号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決するにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（齋藤邦夫君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎議案第6号の上程、説明、質疑、採決

○議長（齋藤邦夫君） 日程第5、議案第6号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

朗読を省略し、直ちに議案の説明を求めます。

教育次長。

○教育次長（増田 功君） 議案第6号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例でございます。

別表に次のように加える。只見町教育振興基本計画検討委員会委員（大学教授等）、日額1万5,000円。只見町教育振興基本計画検討委員会委員、日額5,700円。

これは国の教育基本法第17条2項に基づき、只見町に、自治体において基本計画、教育の基本的な計画を定めるよう努めなければならないというものがございまして、それに基づき策定するにあたり、委員を委嘱するための費用及び、報酬及び費用弁償を定めるものでございます。

只見町教育基本計画については、平成29年度に委員20名の委嘱をいたしまして策定をしていきたいというふうに、平成29年度内に策定したいというふうに考えております。尚、この計画については、第七次只見町振興計画における教育分野を個別、具体的に進めるため策定するものでございます。

○議長（齋藤邦夫君） これから質疑を行います。

11番、山岸国夫君。

○11番（山岸国夫君） 今ほど、基本計画策定の委員20名というふうにお聞きしましたけれども、この表で書いてある大学教授等は1万5,000円。それと委員の場合は日額5,700円と。この20名のうちの、この大学教授等というのと、書いてない委員との、この20名の、大体、内訳はどんなふうになるんでしょう。

○議長（齋藤邦夫君） 教育次長。

○教育次長（増田 功君） 大学教授等については、1名ないし2名を予定しております。そ

の他の委員でございますけども、一般の委員でございますけども、今現在予定しているところでは保護者、学校長、保育所長、社会教育委員、文化財調査委員、体育協会委員、文化協会委員。その他、教育委員会が必要と認める者で構成を考えてございます。

○議長（齋藤邦夫君） 何名くらいですか。

○教育次長（増田 功君） 18名になります。全員で20名でございます。

○議長（齋藤邦夫君） ほかにありませんか。

7番、鈴木好行君。

○7番（鈴木好行君） この検討会は29年度、何回くらい予定していらっしゃるかお願いします。

○議長（齋藤邦夫君） 教育次長。

○教育次長（増田 功君） 現在のところ、4回予定しております。

○議長（齋藤邦夫君） ほかにございませんか。

ありません。

これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

○議長（齋藤邦夫君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

採決いたします。

議案第6号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決するにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（齋藤邦夫君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎議案第7号の上程、説明、質疑、採決

○議長（齋藤邦夫君） 日程第6、議案第7号 只見町訪問看護ステーション条例を廃止する条例を議題とします。

朗読を省略し、直ちに議案の説明を求めます。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（馬場一義君） 議案第7号 只見町訪問看護ステーション条例を廃止する条例につきましてご説明申し上げます。

只見町訪問看護ステーション条例、平成16年12月24日条例第23号は廃止する。附則としまして、この条例は平成29年4月1日から施行するといった内容でございます。

この議案につきましては、この訪問看護ステーションにつきましては、平成17年度に開所、開設をしたものでございますけれども、その後、平成24年度から常勤の看護師の数が確保ができないといったようなことで経過してきておりました。その24年度以降ですけれども、朝日診療所の院内訪問看護ステーションというようなことで訪問看護業務を行ってきたわけでありまして、今後の見通しとして、当面の間、独立型の訪問看護ステーションの事業所を設置できる体制がなかなか難しいというふうに見込まれることから、現状の実態に合わせて条例を廃止させていただきたいと思っているものでございます。尚、今後でございますけれども、在宅医療を必要とされる住民の方々への対応としまして、現在、医師体制4名。この体制を活かしまして、訪問診療。それから院内業務としての訪問看護。こういった両方の特性を組み合わせる在宅の方の医療サービスを提供するという事で、利用者の方に不都合が生じないようにしてまいると、そういったような計画でございます。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（齋藤邦夫君） これから質疑を行います。

9番、鈴木征君。

○9番（鈴木 征君） 今あの、担当課長より、廃止する条例の説明ございましたが、その説明の中で、独立型の訪問看護ステーションは、平成17年に設置したと。老人の確保ができないという理由なんだけれども、独立型の訪問看護ステーション設置できる体制の準備が困難であるということなんでしょうけれども、その後で独立型の設置する、そこでまあ、人員の要件、話されましたけれども、人員の関係も触れられましたけれども、この人員の基準というものがあるのか・ないのか。まあ、その辺を聞いてみたいなということでもあります。何故、廃止するのかという意味はわかりましたが、今後の人員の関係もあるでしょうから、

今後、独立した型のあれをつくるということなんだけれども、その辺、この前の、2月の23日の日に、総務委員会にあなたは出席されて、それぞれの説明されましたけれども、どうも、この辺が理解できなかつたもので、説明はしませんでしたけれども、本会主義でありますので、委員会では質問しませんでした。是非とも、この要件が理解できなかつたものですからお願いします。

○議長（齋藤邦夫君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（馬場一義君） 設置の人員基準についてのお尋ねでございますけれども、独立型の訪問看護ステーションの場合には、常勤の、常勤換算法というんですけれども、2.5名の方が必要ということになっております。この2.5人を満たさなければ、設置基準に満たないということになります。全てが常勤の看護師という必要はありませんけれども、常勤、それから非常勤の看護師の勤務時間を計算して行って、常勤で2.5人分に想定するだけの体制が確保できれば独立型の訪問看護ステーションというような形の基準を満たすと、そういう内容でございます。

○議長（齋藤邦夫君） ほかにございませんか。

7番、鈴木好行君。

○7番（鈴木好行君） 訪問看護ステーションをやめて、今後は医師による訪問診療。それから診療所看護師の訪問看護で対応というふうな説明がありましたけれども、その際にですね、診療所での対応が若干、脆弱になるおそれはないのか。また今までどおりの訪問看護を実施できるのか。両方やるというふうになると、どちらかが若干、手薄になる心配があるんじゃないかと思っておりますけれども、その辺のところはいかがでしょうか。

○議長（齋藤邦夫君） 町長。

○町長（菅家三雄君） 今回、訪問看護ステーションの廃止条例につきましては、私のほうで指示をさせていただきました。この訪問看護ステーションが平成17年に設置したというのは、当時、医師は八巻先生、一人でした。看護師が10名ございました。それで、八巻先生、当時、私、総務課長の時代に協議を受けまして、17年は助役だったかもしれませんが、その時、提案をさせていただきました。それで、医師が一人なんで、訪問診療ができないと。その私ができないもの、分を、看護師にお願いしたいと。それで看護師の、先ほど言いました2.5人の、実質、二人と臨時で対応したと思っておりますが、それで、赤字になるかもしれませんが、当時、八巻先生は、今、困っている人を診てやれる最善の形はこれしかないという

ことで提案がありました。それに対して応えまして、それで、これにつきましては医師の体制等が整えば、いつやめてもいいという考え方で当時、決定をして、この訪問看護ステーションを設置した経緯があります。それで私が町長に就任いたしまして、平成24年から設置基準を満たしてないで、実際にはやってないということと、事務所とある旧診療所の2階から、すでに診療所に職員が移動しているという実態からして、機能してないものを、当面置く必要はないと。また改めて必要になったときに、これは設置すればいいということで今回廃止するように指示をしてお願いをしているものです。よろしくお願いします。

○議長（齋藤邦夫君） ほかにございませんか。

11番、山岸国夫君。

○11番（山岸国夫君） 今回の町長答弁の中で、必要になったら再度、設置すればいいということだったと思うんです。私もあの、12月の議会の中で、看護師の不足、募集について一般質問で行いました。その中で、この訪問看護ステーションについては、現状は先ほど述べられたとおりですけども、看護師の必要数が認められれば訪問看護ステーション、きちっと運営していくという答弁だったと思います。で、今の町長の、必要性があれば、また再度設置することなんで、これはイコールかなというふうに受け取りますけれども、要はやっぱり看護師募集だと思うんですね。ちょっとあの、この条例との絡みで、ちょっと関連の質問になると思うんですが、看護師募集が、12月の私が一般質問で行った以降、どれだけ募集、訪問看護ステーションの開設。それから診療所の看護師の充実と。どちらにしましても、訪問看護するにも看護師の充実は必要だと思います。先ほど鈴木好行議員が言われたように、その12月の答弁の中でも臨時の方の雇用をして、なんとかまかなっていると。そういう意味では、正規の職員が夜勤するわけですから、かなりの過重労働になって、夜勤回数も増えていくという悪循環になってる状況があるんじゃないかと。労働強化になっている部分もあるんじゃないかというふうに私は見ております。そういう意味では、きちんとこの正規の看護職員を増やしていくと。この訪問看護ステーションもきちっと確立できるようにしていくという点で、この看護師募集の努力はどのようにされているのか。それ伺いたいと思います。

○議長（齋藤邦夫君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（馬場一義君） 看護師体制の確保のための募集ということでありまして、新年度に向けまして、現時点で行っているのは臨時の看護師の募集。それから看護助手の募

集を行っております。正規職員を採用するかどうかにつきましてはまあ、定数の関係もありまして、人事担当課のほうで検討しておりますけども、今の段階では臨時の募集。で、仮にその正規職員の募集をすとなれば、年度明け後というようなことになります。

○議長（齋藤邦夫君） ほかにございませんか。

1番、酒井右一君。

○1番（酒井右一君） これをなくした場合の不安と、あった場合の、まあ、メリットというか、安心という意味でお伺いします。一つはあの、只見町訪問看護ステーションを廃止をして、今の診療所の院内看護ステーションの業務の中で、まったく従来の訪問看護ステーションがあった時とサービスが落ちないのかの確認。例えば、夜間、休日等の訪問看護の依頼があった時などが考えられますが、従来より、廃止したときに患者さんに対するサービスが落ちないのか。

もう1点は、今の看護婦が足りなくて、その看護ステーションが機能しなかったというように聞こえましたけれども、スタッフがなくて仕事ができないということになりますと、診療収入にもろに打つわけですが、この辺、診療収入とスタッフ確保という問題について、今、この訪問ステーション含む診療所というのは、いわゆるこれを廃止しても、収益の分で大丈夫なんでしょうか。ひとつ、懸念材料は、今回出ております調整交付金が随分伸びておるなという感覚もありまして、でまあ、これを廃止した場合の診療所の収益確保という意味で大丈夫であろうかという、二つ目の質問、1と2と二つ質問いたします。

○議長（齋藤邦夫君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（馬場一義君） まずあの、訪問看護のサービスが低下しないかというところでありまして、今現在その、今回、条例を廃止するのは、今回提案をしておりますけども、院内での訪問看護業務としてすでにその形で、実態はあの、すでに行っておりますので、それが変わるものではないということになりますので、ご利用者の方にご迷惑をおかけすることはないというふうに思っております。また、夜間、緊急にというような、訪問看護の場合、そういったようなことは、ほぼないのかなと。もし、緊急的にそういったことがあった場合には、緊急搬送して診療所に来ていただくほうが間違いがないということがありますので、緊急的にその訪問看護に行き、どうにかなるようなものはなかなかないというふうに思っております。

それから、収支といいますか、経営的な部分でありますけども、これについては、たしか

に診療所の経営、非常に良いというわけにはいかない状況になっております。ただあの、先ほど申し上げましたように、独立型の訪問看護ステーションを、条例はありましたが、実際には、運営上は院内の訪問看護だったというようなことで、実態に合わせての条例廃止でありますので、現場的には従来と動きは変わらないというふうに考えております。

○議長（齋藤邦夫君） 1番、酒井右一君。

○1番（酒井右一君） 私思うに、従来からは変わると言うんですね。やはり救急搬送に頼るということは、従来はまあ、劇症患者でない、救急対応でないような方で訪問看護を望むような人は、訪問看護ステーションの機能の中で満足、十足していたんだけど、これが廃止されると、そのような方は救急車で来いというような話になれば、救急車で行くほどでもないが、放っておけないというようなことなり、そういったことがその家族なりの中で判断を求められるということになると、だいぶその、使い難いなという感じを受けるんじゃないかということを懸念します。で、確認しますが、休日、夜間などの従来、訪問看護ステーションの業務でやっておったものについては、必要があれば救急車で来るという選択肢があんだよという意味ですか。

○議長（齋藤邦夫君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（馬場一義君） 概ねそういうことでございます。訪問看護業務において、急を要する場合というのはほぼございません。それほど大がかりな医療行為といったものは訪問看護の中では、実際の現場においてはそうそうないというのが実態でありますので、先ほどご質問いただいたように、深夜になって緊急的にといったようなものは、それはあの、訪問看護ではなく、救急搬送の部類のそういう状態だろうかと、勝手に想像して答えさせていただきました。

〔発言する者あり（聞き取り不能）〕

○保健福祉課長（馬場一義君） 訪問看護のサービスとして、緊急的に夜間というのは、ほぼ、業務的に、急に点滴が必要であるとか、まあ、そういったようなものは、まずありませんので、容体が急変したような場合であれば、救急搬送と。で、定期的なサービスであれば、日中の巡回の中で対応できますので。夜間になって、急に訪問看護必要だというのは、稀にはありますけども、そうそうあることではないので、不便をきたすことはございません。

○議長（齋藤邦夫君） 1番、酒井右一君。

○1番（酒井右一君） まあ、多少のその、勿論その、訪問看護ステーションと診療所の院内

看護という中では、これは仕組みが違うわけですから、多少のその業務の変化というか、変わった点はあると思いますが、今、課長がおっしゃられましたような内容であれば、また町長が先ほど、再三、山岸議員に申し上げておりましたが、こういったものが復活できる状況になれば、また復活させるということ、まあお聞きしまして、納得したということです。よろしく。

○議長（齋藤邦夫君） ほかにございませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（齋藤邦夫君） これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

○議長（齋藤邦夫君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

採決をいたします。

議案第7号 只見町訪問看護ステーション条例を廃止する条例は原案のとおり可決するにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（齋藤邦夫君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

#### ◎議案第8号の上程、説明、質疑、採決

○議長（齋藤邦夫君） 日程第7、議案第8号 只見町特別会計条例の一部を改正する条例を議題とします。

朗読を省略し、直ちに議案の説明を求めます。

総合政策課長。

○総合政策課長（渡部勇夫君） 議案第8号 只見町特別会計条例の一部を改正する条例を説明いたします。

これにつきましては、議案第7号で可決をいただきました内容に基づきまして、特別会計、訪問看護ステーション特別会計、只見町訪問看護ステーション事業を削り、10を9に、11を10に、それぞれ会計を減らすものでございます。

以上でございます。

○議長（齋藤邦夫君） これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

○議長（齋藤邦夫君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

○議長（齋藤邦夫君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

採決いたします。

議案第8号 只見町特別会計条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決するにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（齋藤邦夫君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎議案第9号の上程、説明、質疑、採決

○議長（齋藤邦夫君） 続いて、日程第8、議案第9号 只見町豪雨災害復興基金条例を廃止する条例を議題とします。

朗読を省略し、直ちに議案の説明を求めます。

総合政策課長。

○総合政策課長（渡部勇夫君） 議案第9号 只見町豪雨災害復興基金条例を廃止する条例を説明いたします。

これにつきましては、平成23年7月末の豪雨災害に受けまして、その後、福島県におきまして基金を設置され、町のほうに9億円の交付がございました。それを只見町豪雨災害復興基金として受け入れしまして、9億円で活用してまいりました。ここに基金運用利子149万5,000円が生まれまして、トータル9億149万5,000円を活用させていただきました。事業区分といたしましては大きく三つございました。1番目として、生活再建支援事業。2番目として、地域振興、産業振興事業。3番目として、防災拠点の整備事業ということでございます。これをそれぞれ、被災者生活再建の部分で申し上げれば、被災者生活再建支援事業につきましては、3億5,738万5,000円。357385でございます。2番目の地域振興、産業振興事業におきましては、合計ですが、3億9,686万4,000円。396864。最後、3番目、防災拠点の整備事業では1億4,724万6,000円。147246。この三つの事業区分によりまして、それぞれ事業を取り組ませていただきまして、トータル9億149万5,000円となっております。28年度事業をもちまして、この基金事業が終了いたしますので、本基金条例を廃止したいとさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（齋藤邦夫君） これから質疑を行います。

質疑ございませんか。

1番、酒井右一君。

○1番（酒井右一君） つまらない話を聞くようですが、この9億149万5,000円の基金というものは、9億149万5,000円全部使用して、残高がゼロになったということですか。

○議長（齋藤邦夫君） 総合政策課長。

○総合政策課長（渡部勇夫君） はい。そのとおりでございます。

○議長（齋藤邦夫君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

○議長（齋藤邦夫君） ありません。

これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

○議長（齋藤邦夫君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

採決いたします。

議案第9号 只見町豪雨災害復興基金条例を廃止する条例は原案のとおり可決するにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（齋藤邦夫君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎議案第10号の上程、説明、質疑、採決

○議長（齋藤邦夫君） 続いて、日程第9、議案第10号 JR只見線ゆめ基金条例を議題とします。

朗読を省略し、直ちに議案の説明を求めます。

総合政策課長。

○総合政策課長（渡部勇夫君） 議案第10号 JR只見線ゆめ基金条例について説明いたします。

これはあの、一般質問等でもございましたし、町長からも、全員協議会等も含めまして何回か説明させていただきましたが、JR只見線の全線再開通に向けまして、取り組みが今後、具体化してまいります。それに合わせまして、様々な負担、活用促進を図っていかねばならないということで、まず設置の目的といたしましては、朗読しますが、JR只見線を未来まで存続し発展させるために要する資金に充てるため、地方自治法第241条第1項の規定に基づき、JR只見線ゆめ基金を設置する。とするものでございます。このあとは第6条をご覧ください。こういったときにこの基金は使えるのかということでございますが、第6条で三つ挙げてございます。(1)としまして、JR只見線の利用促進活動や活性化事業等に要する経費に充てる時。(2)JR只見線の施設維持や運行管理等に要する経費に充てる時。(3)その他町長が必要と認める事業に要する経費に充てる時ということでございます。これを公布の日から施行したいということで、今般提案いたしましたのでよろしくおねがい

いたします。

○議長（齋藤邦夫君） これから質疑を行います。

6番、佐藤孝義君。

○6番（佐藤孝義君） ちょっと、一つだけお伺いしますが、今まであの、ありました利用促進補助金。これができますと、この条例ができますと、それもここから通してということになるのでしょうか。例えばあの、老人クラブで旅行の時、上限10万でしたか、それでやっていた基金は、今度はこれが通れば、基金のほうからいくのか。それとも補助金は今までどおり、とりあえず復旧するまでそのまま続けていくのか。その辺だけお願いします。

○議長（齋藤邦夫君） 総合政策課長。

○総合政策課長（渡部勇夫君） 今ほどご質問いただきました。今まで10万円限度で各団体等に活用いただいて、只見線の利用促進にいろいろご尽力いただいております。これにつきましては現在のところ、引き続き、その事業については進めていくということで、これはまたあの、JR只見線の早期全線再開通、その後の維持管理等に含む等を念頭に置いておりますので、現在の段階ではそれは別にそれぞれ考えております。

○議長（齋藤邦夫君） 6番。

○6番（佐藤孝義君） わかりました。ただ、(1)に利用促進活動とか、活性化事業って書いてあるものですから、だぶっているのかなと思ったんです。わかりました。

○議長（齋藤邦夫君） ほかにございませんか。

これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

○議長（齋藤邦夫君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

採決いたします。

議案第10号 JR只見線ゆめ基金条例は原案のとおり可決するにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（齋藤邦夫君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。



◎議案第11号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（齋藤邦夫君） 日程第10、議案第11号 只見町税条例等の一部を改正する条例を議題とします。

朗読を省略し、直ちに議案の説明を求めます。

町民生活課長。

○町民生活課長（馬場博美） 説明に入る前に、資料の配付を許可願います。

○議長（齋藤邦夫君） はい。許可いたします。

〔資料配付〕

○町民生活課長（馬場博美君） それでは、議案第11号 只見町税条例等の一部を改正する条例についてご説明を申し上げます。

これにつきましては、社会保障の安定財源の確保等を図る先制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律等の一部を改正する法律及び地方税法施行令の一部を改正する政令等の一部を改正する政令が平成28年11月28日にそれぞれ交付されております。それによりまして町に関係します税条例等を改正させていただく内容となっております。

今ほど配付させていただきました資料をもちまして改正の概要についてご説明を申し上げます。まず1点目としましては、附則第7条の3の2。左側の条例というのが町の税条例分でございます。対応する法令が国の関係する法令で、右側が概要となっております。附則第7条の3の2につきましては、個人住民税における住宅ローン控除制度の適用期限の延長ということで、平成22年度から平成41年度までを43年度までの延長。居住年については、平成21年から31年までを33年までの延長ということになってございます。2点目としましては、平成28改正第1条中附則第16条につきましては、軽自動車税の税率の特例でございます。こちらについては軽自動車税のグリーン化特例の1年延長に係る規定の整備ということで、平成28年3月31日までに新車登録されたものを、平成29年3月31日に延長するものでございます。3点目としまして、平成28改正第1条の2中附則第16条については、軽自動車税の環境性能割の導入時期が変更になったことに伴う規定の整備と

ということで、平成27年4月1日から平成28年3月31日を、平成28年4月1日から平成29年3月31日とするものでございます。そのほか字句の修正等行っております。平成28改正附則第1条については、法人税割の税率の引き下げ及び軽自動車税の環境性能割の導入時期が変更になったことに伴う施行期日の変更ということで、平成29年4月1日が平成31年10月1日に変更されております。続いて、平成28改正附則第2条の2については、法人税割の税率引き下げ時期が変更になったことに伴う規定の整備ということで、平成31年10月1日施行分以後に改正する事業年度分の法人町民税関係について適用されるものでございます。続いて、平成28改正附則第3条の2、軽自動車税に関する経過措置でございますが、軽自動車税の環境性能割の導入の時期が変更になったことに伴う軽自動車税のグリーン化特例の1年延長に係る経過措置の新設ということで、平成29年4月1日施行分から適用ということになります。続いて、平成28改正附則第4条につきましては、軽自動車税の環境性能割の導入の時期が変更となったことに伴う適用年度の変更ということで、平成29年度が平成32年度に改正されます。そのほか字句等の改正等もございますので、そちらを改正させていただいておりますのでよろしくお願いいたします。

○議長（齋藤邦夫君） これから質疑を行います。

11番、山岸国夫君。

○11番（山岸国夫君） 議案11号の、これ、ページ振ってないんで、最初から2ページ目の上から8、34条の4、100分の9.7を100分の6に改めると。これは法人税率だと思うんですが、これは法人税率は、たぶん2年前だったと思うんですが、その時も12.3から9.7と、これ減額になってます。で、総務委員会の資料の中でも法人税については、法人町民税については、4万7,000円の、本年度、前年度と比べて減額になるというような当初予算の概要の説明もありました。で、この法人税の減額。個人の町民税の場合は10パーセントですけれども、法人税分の場合は10パーセントを切る提案になっていると思いますが、中小企業の場合は、税金安くすれば企業の支援策というふうにもとれるんですが、一方では大企業には利益を上げていながら応分な税負担という点からはほど遠くなると思います。そういう点で伺いますが、企業統計法による資本金の分類による企業数、いわゆる資本金1億円以上の企業、いくつなのか。それと従業員数に基づく企業数。これは町内に、この法人税の対象になる企業、いくつあるのかを伺います。

それと、3回までなんで、それが一つ。それから、軽自動車税の中身でありますけれども、

この法改正の関係で、環境性能割の導入の時期の延長という、このところがちょっとよくわからないんですが、この条例の最後から2枚目のところで一覧表があって、中頃の一覧表では、この第2号ア(イ)、(ウ)と3段にわたって、その表が示されておりますけれども、これでは第2号アの(イ)、上から3,900円、6,900円、10,800円、3,800円、5,000円と。これは現状の付加だと思ふんですね。で、その右側の数字は、これは新車登録から13年以上経った場合の、これは付加と、金額だというふうに思ふんですが、これの、いわゆる環境税なんで、これ、登録から13年以上経ったもの。この施行を平成29年から32年度に延期するっていう中身の表としてとっていいのかなのかという点の一つ。

それから、たぶん、これも2年前だったと思ふんですが、この新車登録時からの軽自動車税が引き上げに国でなって、只見町もこの条例改正して、今の、現在の条例になっていると思います。これは町民の足に係る問題なので、生活にとって欠かせない軽自動車です。で、新車登録、この法改正して、いわゆる2年前に改正して、新車登録した軽自動車の数。それから、今後、軽自動車として13年以上経った場合の税負担。これ高くなるわけですが、これが大体、何台ぐらい予想されているのか。その3点伺います。

○議長(齋藤邦夫君) 町民生活課長。

○町民生活課長(馬場博美君) まず1点目の法人税でございますが、資本金の関係で10億強で従業員が50人以下の会社につきましては7件。で、資本金1億から1億強で、従業員が50人強が1件。資本金1億から10億強で、従業員が50人以下については2件。資本金が0.1強から10億までで、従業員が50人強が1件。資本金0.1強から10億までで、従業員50人以下が20件。で、上記以外のところが91件となっております。

2点目の軽自動車税の、環境性能割に該当する新車の登録関係でございますが、軽の4輪乗用ですと、28年度の数値になりますが、31台です。で、軽4輪の貨物は23台でございます。それから、13年経過した重課税の台数については4輪乗用で171台。で、軽4輪のほうで423台となっております。

○議長(齋藤邦夫君) 11番、山岸国夫君。

○11番(山岸国夫君) 先ほどの法人税で、資本金10億以上、その後、50人強という答弁だったでしょうか。そこ確認したいのと、それで、この条例適用になって、まあ、今までの条例と法人税については減額になるわけですがけれども、この、いわゆる前の基準の法人税

率12.3から9.7あるいはこの12.3から9.3になった場合のですね、この、いわゆる法人税、先ほどの資本金別、従業員別の数、述べられましたけれども、これらの企業における税額がどれだけ減少になるのか。わかれば教えていただきたいんですが。

○議長（齋藤邦夫君） 町民生活課長。

○町民生活課長（馬場博美君） すみませんでした。先ほど申しあげました資本金で、ちょっと一部訂正させていただきたいと思います。資本金0.1強から10億と言いましたが、1億の間違いでございました。すみませんが訂正お願いしたいと思います。

それで、今回、当初予算のほうで若干の減額のほう、さしてもらっているわけなんですけれども、そちらにつきましては、ある事業者さんのほうで、町内の雇用人数が55人から48人に減っているということで、その関係で均等割りの額が変更となってございます。そちらのほうの要因が今回の当初予算のほうでは若干の減額ということで計上させていただきました。

○議長（齋藤邦夫君） 11番、山岸国夫君。

○11番（山岸国夫君） 3問目になるんで、あの、資本金が、いわゆる1億以上の企業ですと、大体、10件になるんですが、あとは大体、資本金1億以下のところで112件。圧倒的には小さい企業が多いんですが、この資本金1億円以上での減少というのはどのぐらいになるか。この比率でいいますと、資本金1億円以上の企業の減収が多いのか。それとも資本金1億円以下の減収がどうなるかっていうのは大体わからないでしょうか。要するに、私はその、大きく儲けているところはそれなりに税負担していただくと。で、経営が大変なところには安くしていくと。これはひとつの企業の企業立地の支援対策にもなるというふうに見えるんですが、その辺の大枠で、大きな企業、それから小さな企業の支援策という点から見て、これ伺っておりますけれども、そういう点での区分での税収の比率っていうのはわかるのか。わからないのか。お聞きしたいと思います。

○議長（齋藤邦夫君） 町民生活課長。

○町民生活課長（馬場博美君） 個別の事業につきましては、それぞれ会社の決算によらないと数字的には出てきませんので、あれなんですけど、平成27年の調停からの主な変動としましては、大きいところで100万円前後の減少となったところが4社ございます。そのほか、80万円前後の増という会社も2社ございまして、個別の減少というものは先ほど申しあげましたが、決算が終わらないと数字的にはつかめない状況でございます。

○議長（齋藤邦夫君） ほかにございませんか。

ありません。

これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「討論」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） 11番、山岸国夫君。

反対討論ですか。

○11番（山岸国夫君） 反対討論です。

○議長（齋藤邦夫君） 反対討論を許可します。

○11番（山岸国夫君） 反対討論します。

先ほどお聞きしましたように、私はこの法人税率、町民税、個人町民税は10パーセントです。法人町民税だけが2年前と比べても12.3から、現在9.7と。それをまた100分の6に改めるという法令ですし、これは先ほども言いましたように、圧倒的な、この企業からすれば、112件。ここは、まあ、町としての一定補助という形にもとれるわけですが、できればこの資本金別にこの条例も変えれば、資本金1億円以上のところで設けているところはそれなりに町に寄与していただくという形にするとか、というふうになればいいんですが、この条例は大企業も中小零細企業も含めて、一括しての条例なわけで、一部まあ、零細企業にとっては必要かなというところもございしますが、一律なんで、ここについては反対せざるを得ない。

それから、軽自動車税については、先ほどの答弁の中で13年以上が、これが乗用車と貨物含めて約600台あります。これだけ13年以上のものを600台使っているという点では、只見町の世帯数に比べればかなり高い比率で、それだけ物を大事に使っているという点と、大変な想いで生活しながら、車が必要で維持しているんじゃないかというふうにも私は考えます。ですから前の軽自動車税を国の基準を引き上げて、只見町もこの軽自動車税を新車登録時から引き上げると。これにも賛否、私の前議員は反対討論しているんでありますけれども、そういう意味ではやっぱり町民の足を守っていく、生活を守るという点からして、ここは引き上げるべきじゃないというふうに私は判断いたします。そういう意味では繰り返しになりますが、積極的な部分もあるものの、しかし、負担を強いる、お金のあるところか

らはきちっと税金をとるところが両方加味されてますもので、この条例には反対の態度です。

以上です。

○議長（齋藤邦夫君） 次に、原案の賛成の発言を許します。

ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（齋藤邦夫君） これで討論を終わります。

これから議案第11号 只見町税条例等の一部を改正する条例を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

議案第11号 只見町税条例等の一部を改正する条例を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（齋藤邦夫君） 起立多数です。

よって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

#### ◎議案第12号の上程、説明、質疑、採決

○議長（齋藤邦夫君） 続いて、日程第11、議案第12号 奥会津学習センター条例の一部を改正する条例を議題とします。

朗読を省略し、直ちに議案の説明を求めます。

教育次長。

○教育次長（増田 功君） 議案第12号 奥会津学習センター条例の一部を改正する条例でございます。

説明をいたします。現在、建設をしております、増設工事中であります奥会津学習センターでございますが、今年度内に完成いたします。それに伴いまして定員を40名から60名に改めるものでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（齋藤邦夫君） これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（齋藤邦夫君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

○議長（齋藤邦夫君） これをもって討論を終わります。

採決をいたします。

議案第12号 奥会津学習センター条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決するに  
ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（齋藤邦夫君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎議案第13号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（齋藤邦夫君） 日程第12、議案第13号 只見町介護保険条例の一部を改正する条  
例を議題とします。

朗読を省略し、直ちに議案の説明を求めます。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（馬場一義君） 資料の配付を許可願います。

○議長（齋藤邦夫君） はい、許可します。

〔資料配付〕

○議長（齋藤邦夫君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（馬場一義君） それでは、議案第13号 只見町介護保険条例の一部を改正  
する条例につきましてご説明申し上げます。

只見町介護保険条例の一部を次のように改正する。附則に次の1条を加えるということ  
ありまして、平成29年度における保険料率の特例の追加であります。第8条としまして、  
第2条第1項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る平成29年

度における保険料率は、同号の規定にかかわらず2万5,974円とするものでございます。

今、お配りをしました資料のほうをご覧いただきたいと思います。改正後ということで、平成29年度に限っての附則の追加でありますけれども、これにつきましては、第6期の介護保険事業計画、平成27年度から29年度の3ヵ年でありますけれども、消費税引き上げに伴っての低所得者の保険料軽減強化ということで予定をされておりました。ところが、ご存じのように、消費税の10パーセントの引き上げが、平成31年10月に延期をされたといったようなところで、その結果、29年度については27・8年度と同様に、現行の第1段階のみの軽減が継続ということになりましたので、それに伴う条例改正ということになっております。ということでありまして、第1号の被保険者のみ、条例上は2万8,860円となっているものを、附則にありますとおり、2万5,974円といった内容に改正をする内容でございます。よろしく願いいたします。

○議長（齋藤邦夫君） これから質疑を行います。

9番、鈴木征君。

○9番（鈴木 征君） 議案書の内容について、確認の意味でお尋ねしますけれども、今回、減額対象の1号、1号者という被保険者、具体的にどのような人が1号になるのか。該当するのか。簡潔に聞いてみたいと思います。

○議長（齋藤邦夫君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（馬場一義君） 今ほどの第1号被保険者でありますけれども、この対象者となられます方は生活保護受給者または住民税非課税世帯で課税年金収入等が80万円以下の方が第1段階、1号被保険者というようなことになってございます。

○議長（齋藤邦夫君） 9番、鈴木征君。

○9番（鈴木 征君） 消費税率の引き上げを延期するために軽減対象に変わったのかなというふうに思うんですけども、消費税率の引き上げられた場合には、保険料の軽減はどのようになる予定なのかお聞きいたします。

○議長（齋藤邦夫君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（馬場一義君） 予定通り、消費税率が改定をされていた場合には、今回よりも軽減措置が拡充をされる予定になっておりました。第1号につきましては、条例上2万8,860円が1万7,316円という金額になる予定でありました。それから第2段階、第2号被保険者の方。この方についてでありますけれども、この方については4万3,290円の

ところ、2万8,860円に軽減をされる予定でありました。それから、第3号被保険者。ここまで軽減対象でありますけども、4万3,290円のところ、4万404円の金額に軽減をされる予定となっておりましたが、引き上げが見送りといいますか、先延ばしになりましたので、今般、提案させていただいたように1号被保険者のみの軽減と、そういった改正でございます。

○議長（齋藤邦夫君） 9番、鈴木征君。

○9番（鈴木 征君） 1号・2号・3号ということだが、今回まあ、1号ということ、その対象者、1号被保険者の対象者数はどれくらいおられるのかお尋ねします。

○議長（齋藤邦夫君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（馬場一義君） 大変申し訳ありません。手元にちょっと資料がございませんので、正確な数字、つかめておりませんが、全部で、第1号から9号まであるわけなんですけども、その中で、ほとんどの方々が、非課税の方多くなっておりますので、第1号から第5号の中に9割以上の方は含まれているような、その被保険者の構成となっております。大変申しわけありません。1号の被保険者、今手元ございません。

○議長（齋藤邦夫君） ほかにございませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（齋藤邦夫君） ありません。

これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「討論」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） 11番、山岸国夫君。

反対の討論ですか。

○11番（山岸国夫君） 反対討論です。

○議長（齋藤邦夫君） はい。反対討論を許可します。

○11番（山岸国夫君） この介護保険条例。介護保険の、今回、3年目の度に入ると思う。介護保険は3年ごとに見直されてきて、この提案された条例そのものは27・28年度、2年間、国保分野だけ消費税導入を見通しての中身でありました。で、1号・2号・3号。この適用するところ、先ほどあの、課長のほうからも報告、当初ありましたように、消費税

導入の如何によって、ここは変動しうるというのがこの介護計画の当初の中身だったと思います。で、私は、先ほど鈴木議員の質疑にもあったように、1号から5号で、約90パーセント占めるという点では、低所得者といいますか、低いこの、年金のおかれている状況で皆さん、生活されてます。で、先ほどの質疑の中でも、大変な思いをして介護をしていると。で、この介護保険の、いわゆる条例の中でも、本人が一人だけで年金少なければ、この80万以下でも7割軽減措置が受けられるというのもあるんですけども、しかし、子供さんがいて、その人が収入があると、その人の収入も含めてこの軽減税率が違ってくる。ということとは、本人は介護保険料は、本来、7割軽減でもいい人が、働いている家族がいると、この軽減税率の適用がなくなってくるという問題が介護保険法のこの賦課方式にはあります。そうすると、私は、これは働いている人への二重の介護保険を取るような仕組みじゃないかというふうにずっと考えていて、低所得者の方々、そして、また介護保険料を払うと同時に、使う場合にも1割の負担。あるいは必要によっては、介護保険の適用以外にも個人負担として施設にお金を払わなくちゃいけないという家庭の実態もあります。介護保険法では、この町が独自に免除措置を取ると。いわゆるこの介護保険の賦課方式について、いわゆる町が一般財源からお金を介護保険財政に繰り入れして、そしてこの軽減措置もとってもいいんだという、ここへの国の罰則規定はないはずで。それは国からの指導や援助、助言はあっても、これは法的拘束力のないものであって、地方自治体が単独で実施できるものというふうに私は解釈しております。そういう意味では、消費税が導入される如何に関わらず、低所得の人達へのこの7割軽減、5割軽減、3割軽減。これはきちっとしていくことが、今、住民の福祉の政策にとっても重要な中身じゃないかというふうに捉えておりますので、そういう意味ではもっと町が生活困窮の人、大変な人に、手を差し伸べるという点からもこの条例は不十分でありますので反対いたします。

○議長（齋藤邦夫君） 次に、原案に賛成の方の発言を許可いたします。

ありませんか。

これで討論を終わります。

これから議案第13号 只見町介護保険条例の一部を改正する条例を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

議案第13号 只見町介護保険条例の一部を改正する条例を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[起立多数]

○議長（齋藤邦夫君） 起立多数です。

よって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎議案第14号の上程、説明、質疑、採決

○議長（齋藤邦夫君） 続いて、日程第13、議案第14号 只見町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題とします。

朗読を省略し、直ちに議案の説明を求めます。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（馬場一義君） 資料の配付を許可願います。

○議長（齋藤邦夫君） はい、許可いたします。

[資料配付]

○議長（齋藤邦夫君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（馬場一義君） それでは、議案第14号 只見町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例につきましてご説明申し上げます。

これにつきましては、議案書のほう、ツラツラといっぱい書いてありますけども、今お配りした資料のほうで、地域密着型、1ページ目のほうにありますけども、地域密着型通所介護。こういった新たな章が設けられております。次のページの第5節のほうにも指定療養通所介護の事業の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準。こういったものが新たに設けられるというようなものになっておりまして、従来の条例に、その地域密着型通所介護に関連するものの条文が追加をされているということがございます。これにつきましては、介護保険法の改正によりまして、通所介護のうち、利用定員が18人以下のものにつきましては、平成28年の4月から、地域密着型通所介護といったようなことで地域密着型のサービスに位置付けられました。その結果、サービスの基準、介護の報酬、他の、これらにつきましては、ほかの地域密着型サービスと同様に市町村が条例で定めるといったようなことに

変更がなされました。ちなみに従来は県が定めていたものを今般、市町村が定めるということになります。で、条例の制定については、施行日から1年間の猶予がありましたので、この28年度中に改正をすればよいというような状況でありました。したがって、今回、その期限内に所要の改正を行うということでございます。

以上、よろしくお願ひいたします。

○議長（齋藤邦夫君） これから質疑を行います。

9番、鈴木征君。

○9番（鈴木 征君） 今、担当課長より説明ありましたし、この基準を定める条例の一部を改正する条例の目的も裏に書いてあり、今回の町長の提案理由の説明の中にも書いてありますけれども、私は確認の意味でお尋ねしますけれども、今、介護サービスということはよく耳にしますけれども、これもまたあの、地域密着型という言葉を実によく耳にするけれども、この地域で密着型ということは、具体的に、具体的に何を指すのか。この地域での密着型というのは。そこだけお聞きしたいなど。これは先ほど説明されたように、国が改正する方法の一部改正するもので、町はそれに準じて改正するということは理解していますし、わかりませんが、介護の中で地域の密着型、地域の密着型というのは本当に我々耳にします。しますけれども、具体的に何を指しているのかお尋ねします。

○議長（齋藤邦夫君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（馬場一義君） 地域密着型についてのお尋ねでございます。これにつきましては、要介護者の方々、こういった方が、できる限りその、住み慣れた地域で生活継続できるようにといったような考えの下、平成18年の4月に介護保険法の開設によって新たに設けられたサービス体系ということになっておりまして、先ほど議案の説明でもありましたが、市町村がその事業所の指定や監督を行うということで、今般、条例の改正をお願いしているわけでありまして、施設規模、比較的小さいというようなこともありまして、利用者のニーズにきめ細かく応えられるように設けられたものということで、事業所が存在する市町村に居住する方が利用者対象ということでありまして、地域密着型となると只見町民の方が利用する。そういったようなその身近なサービスというものになります。ちなみにあの、それ以外の一般的なサービスでありますけれども、都道府県がその事業者の指定であり、監督を行って広域利用に応えるサービス体系と。で、それに対しての今回の地域密着というのが、市町村長がその指定をしまして、生活圏域での利用を想定をした、まさに地域密着的な

サービスを行うもの。それが地域密着型のサービスというふうと呼ばれております。

○議長（齋藤邦夫君） 11番、山岸国夫君。

○11番（山岸国夫君） わかったような、わかんないような、中身なんで、要するにですね、こういうあの、規定というのは、元々、県にあったと。で、それを町が行うというような改正というふうに捉えていいのか。かなりこれ、改正後と改正前のところ見ると、ずっとこれ、全部、今の時間で読むの大変なんですけど、例えばこの、なんか事故があった場合の報告義務。役場に届けるとか、家族にも連絡するとか、こういうのはそれぞれの施設でも、うちでもそういうのもありました。だから、そういう点でいくと、これまでは大体そういうのは県の、県というか、国の、そういう条例に基づいて、それらの施設が運用していたと。そして、只見でいきますと、この地域密着型の施設に該当するのはあさひヶ丘とさくらの丘。それぞれ施設。それからあさくさホーム、只見ホームとあるんですけど、この町の言っている条例の適用事業所っていうのはどこになるんでしょう。

○議長（齋藤邦夫君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（馬場一義君） この条例でありますけども、冒頭の条例の名称にもありますように、指定地域密着型サービスの事業の人員ということでありまして、介護保険法の改正で、今般、その通所介護、いわゆるデイサービスのうち、利用定員が18人以下のものについて地域密着型に移行しますといったようなことになった関係で今回の条例改正であります。したがって、町内、さくらの丘みらいのデイサービス、通所介護。それからあさひヶ丘のデイサービス。これらがこの条例に該当してまいります。

○議長（齋藤邦夫君） ほかにございませんか。

1番、酒井右一君。

○1番（酒井右一君） まさにその、今の質問のやりとりあたりが、俺もよくわかんねえ部分なんですけど、七次振興計画の中の70ページに、こういうことに適用させるものなのかなというふうに思う部分があります。これですが。俺もこれ読んでいて、よくわからなかったんですけど、この70ページに書いてあるサイクル図のようなもの、71ページにも同じようなものがありますが、施設に適用させることはもとより、施設の運営に適用させることはもとより、その、これ全体にこう、かぶっていくという考え方でいいですか。ここの中にはこの密着型、今、密着型サービス事業という文言は書いてないですけど、これと関連する部分はないんですか。

○議長（齋藤邦夫君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（馬場一義君） 町の振興計画の70ページ・71ページのほうにあの、昨日あの、9番委員の方に地域包括ケアシステムの構築はどうなっているんだといったような一般質問いただきました。こういったその、地域全体でその高齢者の方を支えていくといったようなシステムの中で、この71ページのその、介護が必要になったらということで、介護の分野書いてあります。その中で、在宅系のサービス、それから施設居住系のサービスというふうにあります、在宅系のサービスの中に通所介護という部分があります。この中に一般的な、広域利用の通所介護と、今回、お願いをしております地域密着型の通所介護といったようなことがありますので、この図の中に、そのまあ、一部分として構成されているというようになります。

○議長（齋藤邦夫君） ほかにありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（齋藤邦夫君） これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

採決をいたします。

議案第14号 只見町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（齋藤邦夫君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

ここで、暫時、休議いたします。

3時10分から始めたいと思いますのでお願いします。

休憩 午後2時55分

再開 午後 3 時 11 分

○議長（齋藤邦夫君） それでは、会議を再開いたします。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎議案第 15 号の上程、説明、質疑、採決

○議長（齋藤邦夫君） 続いて、日程第 14、議案第 15 号 只見町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題とします。

朗読を省略し、直ちに議案の説明を求めます。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（馬場一義君） 資料の配付を許可願います。

○議長（齋藤邦夫君） はい、許可いたします。

[資料配付]

○議長（齋藤邦夫君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（馬場一義君） 議案第 15 号 只見町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例につきましてご説明申し上げます。

これにつきましても、先ほどの議案第 14 号と関連がございます。これもあの、介護保険法の改正によりまして、通所の介護予防サービスのうち、利用定員 18 人以下のものについて地域密着型のものとして、密着型の通所介護予防事業として町の条例で定めるというような改正がされましたので、猶予期間である今年度内に所要の改正を行いたいという内容でございます。

お配りした資料をご覧くださいますと、地域との連携等ということで、第 39 条、指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、といったような部分が町の条例で定めるというようなことになりましたので、そういった条項が新たに追加をされたと、そういった内容でござ

います。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（齋藤邦夫君） これから質疑を行います。

6番、佐藤孝義君。

○6番（佐藤孝義君） この該当する、只見町で該当する施設、事業所ってというのはあるんでしょうか。それだけお聞きします。

○議長（齋藤邦夫君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（馬場一義君） 指定地域密着型介護予防サービス。これについて行っておりますのは、先ほどもありましたけども、介護サービスだけでなく、予防の方も対象にしているそのさくらの丘みらいさん。それからあさひヶ丘のデイサービスといったようなものが該当になっております。

○議長（齋藤邦夫君） 1番、酒井右一君。

○1番（酒井右一君） 同じような質問で大変恐縮ですが、この条例が施行されて、効力を発揮した時点で、これに該当させることのできる可能性のある施設は概ね、総数としてどのぐらいあるんですかね。

○議長（齋藤邦夫君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（馬場一義君） 今まで県で基準を決め、監督を行っていたものが市町村に移行になるということで、新たに増えるということよりは、管理監督するところが市町村に移行しただけでありますので、事業所については変わりなく、先ほど申しあげました二つということになります。

○議長（齋藤邦夫君） ほかにございませんか。

11番、山岸国夫君。

○11番（山岸国夫君） それとこれが、県から町に委託されるということで、これはあの、例えばこういう、あさひヶ丘とか、これは町の運営になると思うんですが、さくらの丘。これは民間で、こういうところの実際の運用に、これはあれですか。これの規定に基づいて、全部読み切れませんので、例えば、入所者にとりか事故があった場合、通報義務があるとか、というのは、これはそういうのは町のほうに、今度は連絡がくるようになるんですかね。ということ、そういう、いろんな、これまで県と施設との間でやられたものが、今度は町のほうで、こう、対応するという中身に受けとっていいんでしょうか。

○議長（齋藤邦夫君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（馬場一義君） まあ、施設内で万が一、事故等が生じた場合に、まあ従来、県への報告すべきものというものがあまして、それについては、その事業所から町を経由して、県のほうに上げるといったようなことで、直接、県ではなかったわけではありますが、今後についてはその、町のほうに報告を上げていただくというようなことになってまいります。

○議長（齋藤邦夫君） 11番、山岸国夫君。

○11番（山岸国夫君） そうすると、これ、県のほうから、町で条例定めるというふうになったということで、この具体的にはさくらの丘とあさひヶ丘。この施設のほうから見て、この条例の発効によって変わることがあるのか・ないのか。伺います。

○議長（齋藤邦夫君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（馬場一義君） 特段のことは、ないというようなことになろうと思います。ただ、地域密着型に移行したというようなことになりますので、先ほど、休議前に説明させていただきましたように、広域的な利用ではなく、地域密着ということですから、町に住所を有する方の利用が原則ということでありまして、そういった入所要件が変わってくるということではありますが、条例改正、今般になりましたが、法改正、介護保険法の改正については平成28年の4月1日から改正になっておりまして、すでに、約1年ほど、従来の介護サービスを続けておられます。それについてはあの、みなし期間ということで一年間の猶予の中で移行期間が設けられておりましたので、従来の業務を町が指定する事業に移行したものとみなして、一年間は通常、これまでと同じような業務を行ってこられたということでありまして、まあ結論としましては、その施設側として何か大きく変化があったとか、そういうものではございません。

○議長（齋藤邦夫君） ほかにございませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（齋藤邦夫君） ありません。

これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

採決をいたします。

議案第15号 只見町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（齋藤邦夫君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎議案第16号の上程、説明、質疑、採決

○議長（齋藤邦夫君） 続いて、日程第15、議案第16号 只見町町営住宅条例の一部を改正する条例を議題とします。

朗読を省略し、直ちに議案の説明を求めます。

環境整備課長。

○環境整備課長（酒井恵治君） 資料の配付、許可いただきます。

○議長（齋藤邦夫君） 許可いたします。

〔資料配付〕

○議長（齋藤邦夫君） 環境整備課長。

○環境整備課長（酒井恵治君） 議案第16号 只見町町営住宅条例の一部を改正する条例であります。

只見町町営住宅条例の一部を次のように改正するものでございます。

まず配付をいたしました新旧対照表の資料をご覧ください。右側の改正前につきましては、三つの棟に分かれまして29戸ございましたが、改正後、只見町大字只見字沖1469番地の2を公営住宅から外しまして、今度新しく、その残りが2棟ということになります。

議案第16号でございます。改めるもの、沖下、只見町大字只見字新屋敷下2508番地の20、5戸連棟3棟、2戸連棟2棟に改めるものでございます。次の17号にも関連いた

しますが、これにつきましては、公営住宅法の入居条件によらない、所得要件によらないものに10戸をするためのものがございます。この2棟に改めるものです。よろしくお願いいたします。

○議長（齋藤邦夫君） これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（齋藤邦夫君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

○議長（齋藤邦夫君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

採決をいたします。

議案第16号 只見町町営住宅条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決するにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（齋藤邦夫君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎議案第17号の上程、説明、質疑、採決

○議長（齋藤邦夫君） 続いて、日程第16、議案第17号 只見町賃貸住宅条例を議題とします。

朗読を省略し、直ちに議案の説明を求めます。

環境整備課長。

○環境整備課長（酒井恵治君） 議案第17号 只見町賃貸住宅条例について説明をいたします。

この条例につきましては、16号で認めていただきました10戸を外しまして、賃貸住宅

という名称にするものでございます。第2条につきましては別表の2ということで、先ほど町営住宅から外しました只見町大字只見字沖1469番地の2、5戸連棟2棟ということで10戸であります。第3条としましては入居者資格。これにつきましては、公営住宅条例と同じものではありませんが、その一つの中で入居条件ということで所得要件を外したものであります。第4条としましては、家賃は町長が規則で定める。第5条は、この条例の施行に関し必要な事項は規則で定めるということであります。規則につきましては所得要件を設けないということと、あと入居条件等々がございます。この10戸につきましては昭和44年に建築いたしました。簡易耐火住宅につきましては39戸ありますが、ほとんど昭和40年代前半に建てられたものでございます。この簡易耐火住宅につきましては、45年の年月を過ぎまして49年ということでございます。入居条件に所得要件ということで、なかなかその要件に入れないという人が出ておりましたので、この10戸をそのような所得要件のないものにしたいということになります。29戸のうち、この10戸については、今現在、3戸が空いております。現在、入居される方につきましては、今までどおりの入居条件ということで入っていただきまして、今後、新しく入られる方につきましては、15万8,000円以上でも入居可能ということになります。それにつきましては、家賃につきましては、今、15万8,000円以下の部分につきましては、階数によりまして最高額で1万2,700円ということになっております。それを超える料金体系をつくり上げるということでもありますので、若干の料金の増ということにならざるを得ないということでした承をさせていただきたいというふうに思います。まあ、公営住宅から、長くなってすみませんが、公営住宅から外して、そのような住宅にするのは初めてですのでよろしく申し上げます。

○議長（齋藤邦夫君） これから質疑を行います。

6番、佐藤孝義君。

○6番（佐藤孝義君） あそこ、長屋みたいな、5戸2棟というやつは、これ、道路を挟んで、どっち側を言っているんでしょうか。

○議長（齋藤邦夫君） 環境整備課長。

○環境整備課長（酒井恵治君） すみません。説明不足でした。山川、山川に3棟並んでおります。その一番山側の2棟が該当しております。下の2棟は今、全員入っておられますので、それをやってもその、別の形で入居ができませんので、そのように取り計らっております。

○議長（齋藤邦夫君） 2番、大塚純一郎君。

○2番（大塚純一郎君） 確認ですけれども、この、たしかあの住宅、23年災に浸水して、そしてあの時に応急的に修繕をした物件だと思いますが、今空いてるその3件に対して、今空いている公営住宅は必ずまたリフォームして次に備えるというようなことをやってきたと思いますが、この所得要件を外したこのところに対しては、まあ、それは行ってあるのか。23年災のあの時の応急修繕のままなのか。その辺を確認したいと思います。

○議長（齋藤邦夫君） 環境整備課長。

○環境整備課長（酒井恵治君） 23年災については、あそこ29戸全て灌水をいたしました。2番議員、応急的と言われましたが、恒久的な修繕をいたしております。退去修繕ということで、まあ水まわりとか、壁とか、壁紙とか、そういうところ直す場合もございます。まあ状況に応じて、修繕、クリーニング等をかけて、新しく入っていただくというような形になります。

○議長（齋藤邦夫君） 2番、大塚純一郎君。

○2番（大塚純一郎君） あの時、私が応急と言ったのは、完全に水に浸水して、まあ完全にその、床はがしたり何かしたんですけども、その後、入られたときに、すごいカビがあったり、大変な状況がまたその後聞こえてきたと思うんですけども、まあ、それに対する対応等々、あきらめてそのまま入っている声も聞こえたんですけども、その辺の話で聞いてみました。これから、その所得要件を外す。この10戸にして入っていただく。昨日も一般質問等で、まあ、応急的にいろいろ、その部分にもたしかにこれは、使用していくように思われるんですけども、そういう意味で、この住宅が大丈夫なのかなという意味で確認しました。

○議長（齋藤邦夫君） 環境整備課長。

○環境整備課長（酒井恵治君） あそこ、直したのは、住宅の災害復旧ということで、補助事業で直してまして、補助率、ちょっと忘れちゃったけども、補助事業で直した経過。そこに単費をプラスしてというような状況で直しました。まあ、今、2番議員おっしゃるように、湿気等、その当時は出ておりました。今も湿気等ある場合もございますが、そういうふうにならないがためにまあ、換気扇とか、そういうのも新しくつけておりますので、ある程度、入居者の方々に管理をしていただきながら、入っていただきたいなというふうには考えております。しかし、そういう、その入居環境も少しずつ良くしていかなければならない物件もございまして、29年度予算にもいろいろ修繕等計上しておりますので、よろしくお願いし

ます。

○議長（齋藤邦夫君） ほかにありませんか。

3番、藤田力君。

○3番（藤田 力君） 同じような質問かなと思うんですが、そうしますとあの、只見町の町営住宅の中で、要は所得要件で、あなた方はオーバーしてますから退去しなさいといったような場合は、こういったところにも紹介するといったようなことでよろしいのでしょうか。

○議長（齋藤邦夫君） 環境整備課長。

○環境整備課長（酒井恵治君） 所得要件では入れない方については、こういうところもありますよと。公募するときには所得要件を設けない住宅ですので、いくら所得があっても入れますというような意味合いの公募をかけたいというふうに思います。まあ、住宅については、ここまでという住宅と、ここからここまでの間の収入の方が入れるとか、いろいろなケースを設けておりますので、その要件に合致する方に利用をしていただきたいというふうに考えております。

○議長（齋藤邦夫君） 3番、藤田力君。

○3番（藤田 力君） 私の聞き方がちょっとまずかったんですが、実はあの、以前に、町営住宅の入居者の方で、退去しなさいと言われた人たちが、隣村に中古住宅を買って、行ってしまったといったような事例がございました。で、やはりあの、町内の住宅、中古住宅を、只見地区なんかは随分その、その方の話だと8回、夜、見に来たと。でも、なかなか思うようなところがなかったといったようなことで、やはりあの、そうした方に、できるだけあの、町内に、その方は小学生の子供がおらった方で、大変私は残念だったなというふうに思います。そうした方々に、こうした、まあ、住宅も利用してくださいといったようなことを是非していただきたいというのが私の1回目の質問の趣旨だったんですが、まあ、そんなことで、是非そういうことにも活用していただきたいなと思います。

それですとね、あの、外観なんです、大変こう、49年、塗らなかつたではないと思うんですが、今見ると、外観がこう、災害のせいではないと思うんですが、もう少し、あそこにある、何棟かあるやつを全部、同一色にするとか、改良にお金をかけたらなと思いますが、担当課長、いかがでしょうか。

○議長（齋藤邦夫君） 環境整備課長。

○環境整備課長（酒井恵治君） 中に関わらず、外から見てもきれいなのは私も大好きですの

で、なんて言いましょうかね、やる・やらないは言えませんので、外観上も、まあ、今風な色とか、そういうふうな、きれいなクリーム色とか、そういう優しい色にしていくよう検討してまいります。

○議長（齋藤邦夫君） 6番、佐藤孝義君。

○6番（佐藤孝義君） もう一つだけ聞きたいんですけど、あそこの住宅、もう入ってる人、随分長くてですね、部屋にさっかけ出したり、もう、自分の家みたいな感じで使ってたらしやるというのを見受けられるんですが、道路までもう出しているというの感じに見受けられるんですけども、そういうことの、やって良いのか・悪いのか、わかりませんが、そういうところの指導みたいなやつはやってらっしゃるんでしょうか。なんか、非常になんか、見た目が悪いというか、何なんだろうと、平米数自体が今度、変わっちゃいますよね。ああいうことをしていると。だからその辺の使用を認めてらっしゃるのかどうか。

○議長（齋藤邦夫君） 環境整備課長。

○環境整備課長（酒井恵治君） 今の物件につきましては2階2部屋。1階は、まあ今でいうとダイニングキッチンということになります。下は6畳、バス・トイレということになっておりますが、家族で何人もで住んでおられると、やはり狭い感がありますので、若干、物置等でさっかけというものをやっております。退去されるときには、それを撤去して退去をなさるようにしておりますし、撤去をされております。そして今現在、良いのか・悪いのかということになるかとは思いますが、良くはないんですけども、まあ、実情に応じて、まあ、そのようにされておることとあります。入居者が長くなるということで、途中からその退去ということは、高額所得者の方でないといけませんので、今後、新たな、ちょっと条例とは違いますけども、今後、新たな住宅につきましては、定期借家契約等の検討もせざるを得ないのかなと。そこで例えば10年の契約でいていただいて、10年の間に空き家とか持ち家を準備をしていただいて、次の新たな方に入っていただくというような循環をしないとだめなのかなというふうにも思っておりますが、この場でははっきりは申せません。構想としては思っております。

○議長（齋藤邦夫君） ほかにございませんか。

11番、山岸国夫君。

○11番（山岸国夫君） 確認なんですけど、先ほど課長のほうから、現在の町営住宅の入居基準、上限が15万8,000円というのがありましたけど、これは月の所得なのか。月の収

入なのか。それが1点。

それから第4条の、この家賃は町長が規則で定めるというんで、先ほどの説明だと、まだこれが決まってなくてこれからと。もしこれからだったら、資料提供で、決まってから資料提供お願いしたいと思うんですが。

以上です。

○議長（齋藤邦夫君） 環境整備課長。

○環境整備課長（酒井恵治君） 最初の15万8,000円ですね。15万8,000円以下でも以上でも入れるような住宅であります。

〔発言する者あり〕

○環境整備課長（酒井恵治君） 月。月の所得であります。これにつきましては、収入に扶養分を引いたり、いろいろなものが引けます。例えば扶養、特定扶養、老人扶養とか、いろいろ引けますので、そこで調整をして、月の所得が15万8,000円以下というような状況であるか・ないかによって決まります。家族構成によっていろいろ決まるということです。

あと所得と、規則で定めるところでございますが、これにつきましては、高額所得者という、町営住宅には高額所得者、収入超過者、そうでない人という3種類の所得によって決められておりますので、通常であれば、15万8,000円以上の人であれば、収入超過者ということになりますので、それを規則で今後定めていきたいというふうに考えております。

○議長（齋藤邦夫君） よろしいですか。

ほかに。

5番、中野大徳君。

○5番（中野大徳君） 今回、所得要件を外して、それから、これからあの、町長が規則に定める基準に該当するものを検討なさる。ということではなかったですか。もう、家賃もまだ決まってない。決まっていますか。

○議長（齋藤邦夫君） 環境整備課長。

○環境整備課長（酒井恵治君） 今、冒頭おっしゃった、所得に応じてということではなく、所得を取っ払うというのは、そのとおりであります。家賃につきましては規則で定めると。これが決まりましたら、いろいろな近傍の住宅の要件とか、そういうものもありますので、それを加味しながら決めていきたいと。ただし、その、今入っておられる所得の高くない方

よりは高く設定をさせていただくというような状況であります。

○議長（齋藤邦夫君） 5番、中野大徳君。

○5番（中野大徳君） 4月の1日から施行なさる予定なので、まあ、今月中にはお決めなさるのかなど。というのは、要するに転勤族がこれから引越しのシーズンになりまして、例えば学校の先生とかも、入れるようになる可能性もあるわけですよ。で、その方、もう4月からはお勤めになりますし、現に、その、なんですか、教員住宅でなくて、そういった今、一人のところを求める先生がほとんどでありますので、なるべく早くこれを決めていただいて募集していただくのがいいかなと思って質問しました。

以上です。

○議長（齋藤邦夫君） 環境整備課長。

○環境整備課長（酒井恵治君） 議員おっしゃること、そのとおりでというふうに思いますので、この条例が通りましたら、なるべく早く決めまして、そして公募をしていきたいというふうに考えております。

○議長（齋藤邦夫君） ほかにございませんか。

9番、鈴木征君。

○9番（鈴木 征君） 沖・新屋敷下の住宅は7・29で全部水害に逢ったわけで、したがってその内装は風呂釜までみんな取り替えて、大変よくしていただいたということ喜んで入居者が多くなったわけでありましてけれども、その時に、全部直したと思うんだけど、道路側から山根のほうの2棟について、空き家があったというふうに聞いておりましたけども、今も空いていると思うんだけど、その空かした期間は1年以上あるんじゃないかなと思うんだけど、それ、1年以上も入っていないということになれば、カビくせえいということ出てくると思うんだが、その辺十分あの、確認したうえで入居申し込み。それから中野君が言ったように、3月の転勤の中で、やはり入居できる先生方とか、そういった人も入れるようなことがあろうかと思うんで、4月1日、入れるんだけど、3月中に荷物ぐらい入れられるような募集の仕方をしていただければなというふうに思います。

以上。

○議長（齋藤邦夫君） 環境整備課長。

○環境整備課長（酒井恵治君） まあ、長く空き家になっていた部分につきましては、それなりに修繕、そしてクリーニングをかけていきたいというふうに思います。これ、4月1日か

ら施行するということでもありますので、4月1日から募集という、若干それよりも早めに募集をかけていきたいというふうに考えております。利用される方に不便のないような形で持っていきたいというふうに考えておりますのでよろしく申し上げます。

○議長（齋藤邦夫君） ほかにございませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（齋藤邦夫君） ありません。

これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

○議長（齋藤邦夫君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

採決をいたします。

議案第17号 只見町賃貸住宅条例は原案のとおり可決するにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（齋藤邦夫君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

#### ◎延会の宣告

○議長（齋藤邦夫君） ここで、お諮りをいたします。

本日の会議はこれで延会したいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（齋藤邦夫君） ご異議なしと認めます。

したがって、本日はこれで延会することに決定いたしました。

本日はこれで延会します。

どうもご苦労様でした。

(午後3時49分)